

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	国際経済に関する取組			番号	⑧					
評価方式	総合・実績・事業・その他		政策目標の達成度合い	モニタリングにより評価未実施		(千円)				
予算科目					他に記載のある 個別票の番号	予算額				
会計	組織／勘定	項	事項	5年度 当初予算額		6年度 概算要求額				
政策評価の対象と なっているもの	一般	外務本省	分野別外交費	経済協力に係る国際経済に関する 取組に必要な経費		8,876,240		12,256,475		
	一般	外務本省	分野別外交費	国際経済に関する取組に必要な経 費		1,347,210		1,569,875		
	一般	外務本省	分野別外交費	主要国首脳会議の開催等に必要 な経費		16,865,803				
	一般	在外公館	分野別外交費	国際経済に関する取組に必要な経 費		337,155		160,696		
	小 計					一般会計	27,426,408		13,987,046	
						<	>の内数	<	>の内数	
					特別会計					
						<	>の内数	<	>の内数	
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの						一般会計				
							<	>の内数	<	>の内数
						特別会計				
							<	>の内数	<	>の内数
						特別会計				
						<	>の内数	<	>の内数	
合 計					一般会計	27,426,408		13,987,046		
						<	>の内数	<	>の内数	
					特別会計					
						<	>の内数	<	>の内数	

施策Ⅱ-2 国際経済に関する取組（モニタリング）

令和5年度事前分析表（モニタリング）

（外務省5-II-2）

施策名（※）	国際経済に関する取組					
施策目標	<p>日本経済の成長を促進する、力強い経済外交を推進するため、以下に取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多角的貿易体制の維持・強化に取り組むと同時に、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進する。 2 インフラ輸出や日本製品の輸出促進を含む日本企業の海外展開支援を強化する。 3 日本と世界の資源安全保障の強化に取り組む。 4 国際経済秩序の形成に積極的に参画する。 5 我が国の経済活性化のため、2025年国際博覧会の開催に向けた準備を着実に進める。 					
目標設定の考え方・根拠	<p>平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、戦略的な通商関係の構築と経済連携の推進を柱とする国際展開戦略が目標に掲げられたことを踏まえ、これを経済外交の側面から実施していくことが重要である。</p> <p>令和4年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022について」においては、国際社会の安全保障環境が一層厳しさを増していることから、外交・安全保障双方の大幅な強化が求められるとの認識の下、経済安全保障の強化、日本企業の海外展開の促進、国際経済秩序の構築への取組、エネルギー・食料等の資源安全保障の強化が掲げられ、対外経済連携の促進については、多国間主義重視の下、人権を尊重し、環境にも配慮しつつ、自由で公正な経済圏の拡大、ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化に取り組むとされた。また、2025年大阪・関西万博、2027年国際園芸博覧会を始め、大規模国際大会等については、これらに向け着実な準備を進めることが掲げられている。</p> <p>令和4年12月に閣議決定された「国家安全保障戦略について」においても、我が国が守り、発展させるべき国益として、我が国の経済的な繁栄を主体的に達成しつつ、開かれ安定した国際経済秩序を維持・強化し、我が国と他国が共存共栄できる国際的な環境を実現することが示されている。また、我が国を全方位でシームレスに守るための取組の強化の一つとして、エネルギーや食料など我が国の安全保障に不可欠な資源の確保が挙げられている。</p>					
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況 （百万円）	当初予算(a)	627	712	704	669
		補正予算(b)	0	△220	771	
		繰越し等(c)	0	0	7,365	
		合計(a+b+c)	627	492	8,840	
執行額(百万円)		281	177	5,437		
同（分担金・拠出金）	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況 （百万円）	当初予算(a)	9,097	8,942	9,266	9,892
		補正予算(b)	2,804	635	4,498	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	11,900	9,577	13,764	
執行額(百万円)		11,896	9,574	13,929		
政策体系上の位置付け	分野別外交	担当部局名	経済局		政策評価実施 予定時期	令和6年8月

（※）本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野1 多角的貿易体制の維持・強化と経済連携の推進

施策の概要

- 1 多角的貿易体制の維持・強化等を通じ、グローバルな国際経済の枠組みを強化すること。
- 2 経済連携強化に向けた取組として、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、同時並行的に戦略的かつスピード感をもって推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第204回国会施政方針演説（令和3年1月17日）
六 外交・安全保障（多国間主義）
- ・第207回国会所信表明演説（令和3年12月6日）
八 外交・安全保障
- ・第208回国会外交演説（令和4年1月17日）
- ・第208回国会施政方針演説（令和4年1月17日）
八 外交・安全保障
- ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日 閣議決定）
VI. 1.（2）対外経済連携の促進
- ・新しい資本主義フォローアップ（令和4年6月7日 閣議決定）
IV. 1.（2）対外経済連携の促進
- ・第211回国会施政方針演説（令和5年1月23日）
九 外交・安全保障・第211回国会外交演説（令和5年1月23日）

測定指標1-1 国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用 *

中期目標（--年度）

WTO改革に向けた国際的取組を推進し、21世紀の現実を反映したルール作り、紛争解決制度の改革及び協定履行監視機能の強化により、多角的貿易体制の維持・強化を行う。

令和3年度目標

- 1 多角的貿易体制の維持・強化に向け、WTO新事務局長の下、WTO改革の議論に積極的に取り組んでいく。第12回WTO閣僚会議（MC12）に向け、電子商取引交渉等のルール作りや紛争解決制度改革を進めていく。中小企業、サービス国内規制といった有志国交渉では更なる進展を目指し、漁業補助金交渉においては包括的かつ効果的な合意の達成を目指す。また、MC12後も、具体的な成果についてフォローアップを行う。
- 2 WTO協定の履行監視を担う貿易政策検討（TPR）制度や、地域貿易協定の透明性確保を担う地域貿易協定委員会（CRTA）及び各国の措置について検討する衛生植物検疫措置（SPS）委員会や貿易の技術的障害（TBT）委員会での議論に積極的に参画し、各国の問題のある措置の改善を図る。
- 3 貿易制限的な措置の要件のルール化を含む、新型コロナウイルス感染症拡大による国際経済の回復を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1（1）11月に予定された第12回WTO閣僚会議（MC12）は新型コロナのオミクロン株の流行により再度延期となり、令和4年6月に開催されることとなったが、オンライン形式の閣僚会合を始めとする各種会合やG7、G20等のフォーラムでの議論に積極的に参加し、多角的貿易体制の維持・強化に貢献した。令和3年度は、オーストラリア政府主催WTO非公式閣僚会合（10月）及びスイス主催WTO非公式閣僚会合（令和4年1月）に参加し、WTO改革において日本が重視する点を強調することでWTO改革を推進する政治的モメンタムを形成した。

また、G7貿易大臣第2回会合（5月）やG7貿易大臣第3回会合（10月）、G20貿易・投資大臣会合（10月）では、デジタル化を始めとする世界経済の変化、新型コロナ等の新たな脅威に対応した貿易ルールの現代化、自由で公正な貿易を維持・発展させる観点からの市場歪曲的な政策・慣行の是正に向けた取組、漁業補助金及びWTO改革など、国際貿易を巡る喫緊の課題に関する議論に貢献した。

7月には、WTO漁業補助金に関する貿易交渉委員会閣僚級会合が初めて閣僚級で開催され、我が国からは野上農林水産大臣と鷲尾外務副大臣が参加し、交渉の早期妥結にコミットする旨述べた。

11月には、林外務大臣とWTOのオコンジョ事務局長とのテレビ会談を行い、パンデミック対策や漁業補助金交渉、WTO改革について意見交換し、今後も緊密に連携していくことを確認した。

- (2) 平成29年の第11回WTO閣僚会議(MC11)で開始された共同声明イニシアティブ(電子商取引、中小零細企業、サービス国内規制及び投資円滑化交渉)のうち、サービス国内規制については12月に交渉が妥結し、日本を含む67か国・地域により本交渉の妥結を確認する宣言が採択された。また日本が共同議長を務める電子商取引については、同月、交渉の進捗等に関する共同議長閣僚声明が発出され、8つの条文で意見の収れんを達成し、他の分野での議論の進捗を含め実質的な進捗が得られた旨が報告された。投資円滑化については令和4年末までの条文交渉完了を目指す旨の宣言が発出された。中小零細企業については、閣僚会議で採択されるべき宣言案が合意された。
- 2 協定の履行監視に関し、令和3年度は、18回のTPR会合と3回のTBT委員会会合、3回のSPS委員会会合に参加してステートメントを行い、各国の問題のある措置等の是正・撤回を求め、日本の国益にそぐわない措置の解消を促した。また、第100回会合から第102回会合まで3回のCRTA審査に参加し、事前書面質問という形で他国の経済連携協定における不明な点について質問した。
- 3 カナダ政府が主催するWTO少数国グループ(オタワ・グループ)閣僚会合(令和3年度中に5回開催)を始めとする各種会合において、貿易制限的な措置の抑制や透明性の重要性等について日本の立場を表明しつつ、WTOとしての成果に向けた議論に貢献した。

令和4年度目標

- 1 多角的貿易体制の維持・強化のため、6月に開催予定の第12回WTO閣僚会議(MC12)に向け、WTO改革の議論に積極的に取り組んでいく。電子商取引、投資円滑化といった有志国交渉では更なる進展を目指し、漁業補助金交渉においては包括的かつ効果的な合意の達成を目指す。また、MC12後も、具体的な成果についてフォローアップを行う。
- 2 WTO協定の履行監視を担う貿易政策検討(TPR)制度や、地域貿易協定の透明性確保を担う地域貿易協定委員会(CRTA)及び各国の措置について検討する衛生植物検疫措置(SPS)委員会や貿易の技術的障害(TBT)委員会での議論に積極的に参画し、各国の問題のある措置の改善を図る。
- 3 貿易制限的な措置の要件のルール化を含む、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた国際経済の回復に向けた取組への貢献を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 6月、ジュネーブにて第12回WTO閣僚会議(MC12)が開催され、約6年半ぶりとなる閣僚宣言を含む成果文書が発出され、パンデミックや食料不安を始めとする喫緊の課題への対応や、WTO改革を含む重要分野における取組の方向性が示された。パンデミック対応に関し合意された「新型コロナウイルスのパンデミック対応及び将来のパンデミック対応に関する閣僚宣言」については、合意に向け、多様な意見を聞きつつ粘り強く交渉に対応し、合意に貢献した。また、20年以上に及んだ漁業補助金交渉で、テキストの文言の合意に至り、全加盟国・地域のコンセンサスを獲得新たに漁業補助金協定をWTO協定に追加するための改正議定書が採択された。我が国からは、三宅外務大臣政務官らが出席し、MC12の会合等において我が国の立場を発信するとともに、各国と個別の会談を積極的に行い、MC12での意見調整に貢献した。

また、各種閣僚級会合やG7、G20等のフォーラムでの議論に積極的に参加し、多角的貿易体制の維持・強化に貢献した。令和4年度は、オーストラリア主催WTO非公式閣僚会合(6月)やカナダ主催少数国グループ(オタワ・グループ)閣僚会合(6月及び12月(テレビ会合))、スイス主催WTO非公式閣僚会合(令和5年1月)等に参加し、MC12前の会合においては、MC12での成果に向け焦点を絞って最大限の柔軟性をもって関与すべきことを強調することで、MC12に向け合意形成の機運を高めることに貢献した。MC12後の会合においては、MC12での成果の着実な実施やMC13(第13回WTO閣僚会議)における優先事項等について意見交換を行い、MC12で生まれたモメンタムを生かし、MC13に向け活発な議論を継続することに貢献した。G7貿易大臣第2回会合(9月)、G20貿易・投資・産業大臣会合(9月)では、デジタル化を始めとする世界経済の変化を踏まえ、WTO改革、競争条件の公平化、経済的威圧に対する協力の強化など、国際貿易を巡る喫緊の課題に関する議論に貢献した。

- (2) WTO電子商取引交渉については、リード議長国として、議論の推進に貢献し、特に、7月以降、対面交渉を再開し、6回に及ぶクラスター会合を実施した結果、新たに4つの条文がまとまり、12月には統合テキストの改訂を行った。MC12においては、共同議長国である日本、オーストラリア及びシンガポールが、世界的なデジタル貿易ルールの合意に向けて、引き続きコミットしていく意思を示す、共同議長閣僚声明を発出した。そして、令和5年1月、世界経済フォーラム年次総会2023

(ダボス会議)の機会に開催された WTO 電子商取引有志国朝食会においては、令和5年末までに交渉の実質的な妥結を目指す共同議長国閣僚声明を発出した。また、投資円滑化については、令和5年の早期の条文交渉完了を目指す目標を改めて設定し、交渉を継続した。

- (3) 10月には、就任後初めてオコンジョ＝イウェアラ WTO 事務局長が外務省賓客として訪日し、岸田総理大臣や林外務大臣等と面会した。訪日を通じて、日本からは、オコンジョ事務局長に対し、MC12及びWTO改革における事務局長のリーダーシップの評価とともに、今後MC13に向けて、果たす役割への期待感等を表明した。また、同事務局長との間で、WTO改革等について今後とも緊密に連携していくことが確認され、同事務局長からは、日本が様々な分野で果たしている主導的役割への謝意及び期待が表明された。また、令和5年1月、山田外務副大臣は、世界経済フォーラム年次総会2023(ダボス会議)の機会に開催されたオコンジョ＝イウェアラ事務局長主催非公式会合等に出席し、同事務局長と共に議論を行い、MC13の成功に向けて緊密に連携していくことを確認した。
- 2 協定の履行監視に関し、令和4年度は、12回のTPR会合と3回のTBT委員会会合、3回のSPS委員会会合に参加してステートメントを行い、各国の問題のある措置等の是正・撤回を求め、日本の国益にそぐわない措置の解消を促した。令和4年度は、3年ごとに開催される対日TPRも実施され、各国から日本に対するステートメントを受け、会合にてステートメントを行い、各国からの書面質問に対しては書面で回答した。また、第103回会合から第106回会合まで4回のCRTA審査に参加し、事前書面質問という形で他国の経済連携協定における不明な点について質問した。
- 3 貿易面でのパンデミック対応として、上述の6月に開催されたMC12において、「新型コロナウイルスのパンデミック対応及び将来のパンデミック対応に関する閣僚宣言」をWTO全加盟国で採択した。各国の立場や状況が異なるため、様々な提案文書や意見が出されたが、多様な意見を聞きつつ粘り強く交渉を行い、また、アウトリーチ等も行い、最終的には、コロナ対応のための輸出規制措置が抑制的に行われるべきことや、貿易円滑化の重要性等を含む文書についてコンセンサスに至った。

令和5年度目標

- 1 多角的貿易体制の維持・強化のため、令和4年6月に開催された第12回WTO閣僚会議(MC12)の具体的な成果についてフォローアップを行いつつ、残された課題を受け、令和6年2月に開催予定の第13回WTO閣僚会議(MC13)に向け、モメンタムを失うことなく、WTO改革の議論に積極的に取り組んでいく。電子商取引の関税不賦課モラトリアムに係る議論の進展を目指し、漁業補助金交渉においては採択時に盛り込まれなかった内容を含む包括的な規律の合意を目指す。
- 2 WTO協定の履行監視を担う貿易政策検討(TPR)制度や、地域貿易協定の透明性確保を担う地域貿易協定委員会(CRTA)及び各国の措置について検討する衛生植物検疫措置(SPS)委員会や貿易の技術的障害(TBT)委員会での議論に積極的に参画し、各国の問題のある措置の改善を図る。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き中期目標を維持しつつ、MC12の結果を踏まえ、各種閣僚級会合やG7、G20等のフォーラム、そして複数国間で行う有志国会合(JSI)を通じて、MC13に向けた連携を一層強化することとなったため、年度目標に追加した。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた国際経済の回復に向けた取組については、その感染状況及びMC12の成果を踏まえ、個別の目標として掲げるのではなく、多角的貿易体制の維持・強化及びMC12のフォローアップという、より広範な目標のうちの一つとして対応していくこととした。

測定指標1-2 経済連携協定の締結数の増加、交渉の進展 *

中期目標(一年度)

アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、戦略的に推進する。我が国の外交力を駆使して、守るべきものは守り、国益にかなう経済連携を進める。

令和3年度目標

- 1 TPP11協定については、各国と緊密に連携しながら、各種委員会の開催等を通じて着実な実施を確保する。また、令和3年TPP委員会の議長国として、21世紀型の新たな共通ルールを広めていくため、令和3年2月に加入申請を提出した英国を含め、TPP11協定が定める高いレベルのルールを満たす国・地域の新規加入に関する議論を主導するとともに、加入関心国に対して支援を継続する。
- 2 発効から約2年経った日EU・EPAについては、データの自由な流通に関する規定を日EU・EPA

に含める必要性を再評価すべく、予備的協議を進める等、合同委員会や各種専門委員会の開催等を通じて引き続き着実な実施を確保し、必要に応じて適切な措置を採る。また、発効して間もない日英 EPA については、合同委員会や各種専門委員会等の第一回会合を行うことで、同協定の適正かつ効果的な運用を確保する。

- 3 RCEP 協定については、令和 2 年 11 月の第 4 回 RCEP 首脳会議において発出された「地域的な包括的経済連携 (RCEP) に係る共同首脳声明」を踏まえ、早期発効及び履行の確保を目指すとともに、インドについても、令和 2 年 11 月に発出した「インドの地域的な包括的経済連携 (RCEP) への参加に係る閣僚宣言」に基づき、RCEP 協定への将来の復帰に向けて、引き続き主導的な役割を果たしていく。
- 4 その他、多国間及び二国間の交渉中の経済連携協定及び新規の経済連携協定を、戦略的かつスピード感を持って推進する。
- 5 既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 TPP11 協定については、令和 3 年の TPP 委員会の議長国を務め、6 月に第 4 回 TPP 委員会 (閣僚級のテレビ会議形式) を開催し、英国の加入手続開始と英国の加入を交渉するための作業部会 (AWG) の設置を決定した。9 月には第 5 回 TPP 委員会 (閣僚級のテレビ会議形式) を開催し、電子商取引小委員会を新たに設置する委員会決定を採択したほか、協定各章の規定の着実な実施のために順次開催された、物品貿易、衛生植物検疫措置 (SPS)、貿易の技術的障害 (TBT)、競争力及びビジネス円滑化等 17 の小委員会 (各国専門家 (日本からは関係省庁担当官) レベル) 等の取組について確認した。日本は、未締結国 (チリ、ブルネイ、マレーシア及びペルー) に対し、TPP 委員会や二国間でのやり取り等を通じて早期締結に向けた働きかけを行い、9 月にペルーについて本協定が発効した。また、日本は、英国の AWG の議長として、9 月から開始した AWG 第 1 回会合において、英国から TPP11 協定の義務を遵守するための同国の取組等を聴取し、英国の義務の遵守等の状況について TPP11 参加国及び英国の高級実務者レベル及び専門家レベルで議論・検討を行った。令和 4 年 2 月、締約国間で AWG 第 1 回会合を終了する旨を締約国間で合意し、市場アクセスを含む包括的な交渉のプロセスに入ることとなった。
- 2 日 EU・EPA については令和 4 年 3 月に合同委員会第 3 回会合を実施し、同協定の着実な履行を確保するための議論を行った。令和 4 年 2 月に、日 EU 相互で新たに 28 件ずつ地理的表示 (GI) を保護することとなる協定附属書 14-B の改正が発効した。データの自由な流通に関する規定を本協定に含める必要性については、事務レベルで予備的協議を実施した上で第 3 回合同委員会において、双方の立場を認識し、引き続き正式交渉開始に向けて協議を継続することが確認された。また、日 EU・EPA 政府調達に関する専門委員会第 3 回会合 (12 月)、日 EU・EPA 貿易及び持続可能な開発 (TSD) に関する専門委員会第 3 回会合 (令和 4 年 1 月) 等の専門委員会・作業部会の第 3 回会合を実施した。日英包括的経済連携協定 (日英 EPA) については、令和 4 年 2 月に、協定発効後初となる合同委員会第 1 回会合を東京において対面で開催し、協定の運用状況の確認や日英間の貿易を一層促進するための議論を行った。また、本協定で初めて設けられた章である日英 EPA 貿易及び女性の経済的エンパワーメントに関する作業部会第 1 回会合 (10 月) のほか、貿易及び持続可能な開発、物品の貿易、政府調達等に係る各専門委員会の第 1 回会合を実施した。
- 3 RCEP 協定については、日本は、4 月に国内手続きを完了し、6 月に受諾書を寄託者である ASEAN 事務局長に寄託した。11 月 2 日までに日本のほかにブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、オーストラリア、中国及びニュージーランドが寄託したことから、令和 4 年 1 月 1 日にこれらの国について RCEP 協定が発効した。また、韓国については令和 4 年 2 月 1 日、マレーシアについては令和 4 年 3 月 18 日に同協定が発効した。
- 4 その他、交渉中の経済連携協定について、新型コロナウイルス感染症の拡大により、交渉国間での公式な交渉会合は開催しなかったが、様々な形でやり取りを実施した。8 月及び令和 4 年 3 月の日トルコ外相会談では、日トルコ経済連携協定の早期妥結に向け協議を加速することを確認した。
- 5 既存の協定の関連では、日メキシコ EPA、日インドネシア EPA、日 ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) 協定、日フィリピン EPA、TPP11、日 EU・EPA 及び日英 EPA について、より経済連携を強化するために実施状況につき意見交換を行うための、あるいは協定上規定されている協定見直しを含めた議論をするための委員会等を令和 3 年度を通じて計 40 回開催した。AJCEP 協定については、サービスの貿易、人の移動及び投資に係る規定を追加する日・ASEAN 包括的経済連携協定第一改正議定書について、未締結であったフィリピン (5 月) 及びマレーシア (6 月)、さらにインドネシア (令和 4 年 2 月) についても新たに発効し、これをもって全ての構成国について効力が発生することとなった。

令和4年度目標

- 1 TPP11 協定については、各国と緊密に連携しながら、TPP 委員会・各種小委員会の開催等を通じて着実な実施を確保する。また、AWG 議長として、協定の高いレベルの維持に向けた議論を主導していく。令和3年9月に提出された中国及び台湾、12月に提出されたエクアドルの加入申請への対応については、加入申請を行った国・地域が市場アクセス及びルールの中で TPP11 協定の高いレベルを完全に満たす用意ができていのかどうかをまずはしっかりと見極めつつ、戦略的観点や国民の理解も踏まえながら対応していく。
- 2 発効から3年目となる日 EU・EPA については、合同委員会や各種専門委員会の開催及び当局との定期的な議論を通じて、協定の着実な実施を確保する。また、データの自由な流通に関する規定を日 EU・EPA に含める必要性の再評価や、新たな地理的表示の相互保護を実施すべく、引き続き協議を進めていく。発効から1年が経過した日英 EPA については、合同委員会や専門委員会の第2回会合を行い、協定の適正かつ着実な運用を確保していく。
- 3 RCEP 協定については、自由で公正なルールに基づく経済活動を地域に根付かせるべく、協定の完全な履行の確保にしっかりと取り組みつつ、協定のルールの更なる改善・向上に向け、引き続き各国と議論を行う。
- 4 その他交渉中の経済連携協定及び新規の経済連携協定を、戦略的かつスピード感を持って推進する。
- 5 既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 TPP11 協定については、10月にシンガポールにおいて第6回 TPP 委員会を、平成31年1月の第1回以来、3年ぶりに対面かつ閣僚級で開催した。会合では、マレーシアの TPP11 協定国内手続完了の報告、また各小委員会の活動成果やデジタル経済やグリーン経済分野における協力の進展の報告がなされるとともに、英国の加入プロセスについて加入作業部会(AWG)議長の日本から報告するなど、出席した閣僚間で活発な議論が行われた。小委員会等の活動実績としては、第1回小委員が開催された電子商取引を始めとして、小委員会等を10回開催した。日本を含む TPP11 協定締約国は、未締結国(チリ、ブルネイ及びマレーシア)に対し、TPP 委員会や二国間・多国間でのやり取りを通じて早期締結に向けた働きかけを行った。こうした働きかけもあり、11月にマレーシア、令和5年2月にチリについて本協定が発効し、11の原署名国のうち残る未締結国はブルネイのみとなった(令和4年度末時点)。

また、日本は、英国の TPP11 協定加入を交渉するための作業部会の議長として、7月の東京での会合を始めとして、複数回にわたり AWG 会合(TPP11 協定参加国及び英国の首席交渉官及び実務専門家レベル等の様々なレベル)を開催する等、TPP11 協定参加国及び英国の間で、協定のハイスタンダードなルール及び包括的な市場アクセスのコミットメントを維持・発展する形で加入プロセスが適切に進められるよう、議論をリードした。このように精力的な議論・検討を継続した結果、令和5年3月、英国の加入交渉が実質的に妥結した旨の閣僚共同声明を発出するに至った。

英国以外のエコノミーからの加入申請については、上述の第6回 TPP 委員会の際に発出された閣僚共同声明にて、協定の目的にコミットし、そのハイスタンダードなルール及び包括的な市場アクセスのコミットメントを満たしかつ遵守することができ、また貿易のコミットメントを遵守する行動を示してきたエコノミーによる TPP11 拡大に対する支持を再確認した。我が国としては、加入申請を提出したエコノミーが、協定の高いレベルを完全に満たすことができるかどうかについて、まずは、しっかりと見極める必要があると考えており、戦略的観点や国民の理解も踏まえながら、対応していく。

- 2 日 EU・EPA については、ありうべき合同委員会第4回会合を見据え、各種専門委員会や作業部会の着実な実施を通じ、必要な準備作業を進めた。具体的には、日 EU・EPA 衛生植物検疫措置(SPS)に関する専門委員会第4回会合(12月)、日 EU・EPA 物品の貿易に関する専門委員会第4回会合(令和5年1月)等の専門委員会・作業部会を合計9回実施した。データの自由な流通に関する規定に関して、10月に同規定を日 EU・EPA に含めることについて交渉を開始し、以後令和4年度末までに3回交渉を実施した。また、地理的表示の相互保護に関して、知的財産章に関する専門委員会第3回会合(令和5年1月)等で協議を継続し、協定附属書14-Bの改正に向けた作業を進めていくことを確認した。

日英 EPA については、日英 EPA 貿易の技術的障害(TBT)に関する専門委員会第1回会合(6月)や貿易及び女性の経済的エンパワーメントに関する作業部会第2回会合(令和5年1月)等の専門

委員会・作業部会を合計7回実施した。なお、第2回合同委員会に関しては、日程の都合から令和5年度に行うことで日英双方が一致した。

- 3 RCEP 協定については、4月に第1回合同委員会（テレビ会議）が開催され、協定の実施及び運用に関する諸事項について議論が行われたほか、物品に関する委員会、サービス及び投資に関する委員会、持続可能な成長に関する委員会、ビジネス環境に関する委員会の設置が決定された。9月には、協定発効後初の閣僚会合（カンボジア）が開催され、RCEP 協定の運用に関わる諸事項について議論し、会合後、「共同メディア声明」が発出された。また、インドネシアについて令和5年1月2日に同協定が発効した。
- 4 新規の経済連携協定に関する取組については、11月に日本とイスラエルとの間で、あり得べき日・イスラエル経済連携協定に関する共同研究（相手国との間で、産官学を交え、あり得べき経済連携協定交渉での関心事項等を議論する場）を立ち上げることで一致した。また、12月には日本とバングラデシュとの間で、あり得べき日・バングラデシュ経済連携協定に関する共同研究を立ち上げることで一致した。その他、交渉中の経済連携協定について、交渉国間での公式な交渉会合は開催しなかったが、様々な形でのやり取りを実施した。9月の日トルコ首脳会談及び外相会談では、日トルコ経済連携協定の早期妥結に向け協議を加速することを確認した。
- 5 既存の協定の関連では、日メキシコ EPA、日タイ EPA、日インドネシア EPA、日 ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定、日フィリピン EPA、TPP11 協定、日 EU・EPA、日英 EPA、RCEP 協定について、より経済連携を強化するために、実施状況について意見交換を行うための、あるいは協定上規定されている協定見直しを含めた議論をするための委員会等を令和4年度を通じて計74回開催した。
また、既存の協定の円滑な実施・運用を確保するために、これまで多くの EPA では紙媒体のみで発給されていた原産地証明書（CO）の電子化の協議を日インドネシア EPA、日タイ EPA、AJCEP 協定、日マレーシア EPA、日インド包括的経済連携協定において実施した。政府間で CO のデータを直接交換する CO データ交換については、日インドネシア EPA の協議が進み、具体的な運用開始時期について調整中であり、日タイ EPA 及び AJCEP 協定についても協議中である。PDF 形式の CO の受入れについては、日タイ EPA のほか、RCEP 協定においても、必要に応じて相手国と協議を行うことで実現しており、日マレーシア EPA 及び日インド包括的経済連携協定においても、令和5年7月中から実施することで相手国と合意した。

令和5年度目標

- 1 TPP11 協定については、各国と緊密に連携しながら、TPP 委員会・各種小委員会の開催等を通じて着実な実施を確保する。また、AWG 議長として、協定の高いレベルの維持に向けた議論を主導していく。これまで5つのエコノミー（中国、台湾、エクアドル、コスタリカ、ウルグアイ）によって提出された加入申請への対応については、加入申請を行った国・地域が市場アクセス及びルールの中で TPP11 協定の高いレベルを完全に満たす用意ができていくかどうかをまずはしっかりと見極めつつ、戦略的観点や国民の理解も踏まえながら対応していく。
- 2 発効から4年目となる日 EU・EPA については、合同委員会や各種専門委員会の開催及び当局との定期的な議論を通じて、協定の着実な実施を確保する。また、データの自由な流通に関する規定を日 EU・EPA に含めることについての交渉を進展させることや、新たな地理的表示の相互保護を実施すべく、引き続き協議を進めていく。発効から2年が経過した日英 EPA については、合同委員会や専門委員会の次回会合を行い、協定の適正かつ着実な運用を確保していく。
- 3 RCEP 協定については、自由で公正なルールに基づく経済活動を地域に根付かせるべく、協定の透明性のある履行の確保にしっかりと取り組むため、引き続き各国と議論を行う。
- 4 その他交渉中の経済連携協定及び新規の経済連携協定を、戦略的かつスピード感を持って推進する。
- 5 既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 1－3 経済連携協定(EPA)が締結に至るまでの重要段階						
①共同研究が終了した数	中期目標値	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値

②交渉会合開催数		①：0	①：0	①：0	①：0	①：2
③交渉が妥結した数		②：10	②：1	②：5	②：5	②：1
④署名した数	—	③：1	③：0	③：1	③：0	③：1
⑤発効した数		④：1	④：0	④：1	④：0	④：1
⑥委員会等開催回数		⑤：1	⑤：1	⑤：0	⑤：0	⑤：0
		⑥：40	⑥：45	⑥：45	⑥：74	⑥：55

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由
 近年の実績値・実施過程等を勘案の上、同水準の目標値を設定した。

参考指標：我が国の輸出入額(単位：千億円)			
(財務省貿易統計HPより引用)	実績値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①輸出額	①69.5	①85.9	①98.2
②輸入額	②68.2	②91.3	②118.1

達成手段

達成手段名(注)	予算額等(予算手段。単位：百万円)／概要(非予算手段)				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 (執行額)	令和3年度 予算額計 (執行額)	令和4年度 予算額計 (執行額)	令和5年度 当初予算額		
①多角的自由貿易体制の維持・強化	110 (27)	55 (19)	14 (12)	31	1-1	
②経済連携協定	296 (47)	216 (37)	228 (116)	202	1-2 1-3	
③政府調達手続に関する説明会	0.7 (0.2)	0.7 (0.8)	0.9 (0.8)	0.9	—	
④世界税関機構(WCO) 拠出金	170 (170)	0 (0)	0 (0)	0	1-1	
⑤世界貿易機関(WTO) 分担金	869 (869)	859 (859)	884 (884)	988	1-1	
⑥世界貿易機関(WTO) 事務局拠出金	18 (18)	18 (18)	109 (109)	16	1-1	
⑦国際貿易センター(ITC) 拠出金	3 (3)	7 (7)	7 (7)	6	1-1	
⑧国際貿易センター(ITC) 拠出金(任意拠出金)	132 (132)	52 (52)	131 (131)	0	1-1	
⑨拡大統合フレームワーク(EIF) 信託基金拠出金	9 (9)	0 (0)	0 (0)	0	1-1	
⑩地域的な包括的経済連携(RCEP) 事務局拠出金	—	—	5.2 (0)	6.6	1-2 1-3	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 2 日本企業の海外展開支援

施策の概要

日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業を支援し、その活力を最大限に引き出す以下の取組を実施する。

1 日本企業支援

外務本省、在外公館、関係省庁及び関係出先機関の間で情報共有及び意思疎通を図り、ビジネス環境の改善、現地情報の提供や在外公館施設の活用、インフラ輸出促進、農林水産品輸出促進等の支援を行う。また、各国の輸入規制や風評被害への対策及び日本が着実に復興に向かっていることの情報発信を強化することで、我が国製品（特に農林水産品）の輸出を正常化し、日本企業の海外展開を支援する。

2 対外・対内投資の戦略的な支援

投資協定について、今後の投資先としての潜在力の開拓や他国の投資家と比較して劣後しないビジネス環境の整備の観点から投資関連協定の締結を進めるニーズ等を念頭に引き続き戦略的観点及び質の確保の観点を考慮した取組を進める。

対日直接投資の更なる推進のため、関係省庁や在外公館及び関係民間企業とも連携しつつ、外国企業のニーズを踏まえた日本の投資環境の改善や投資拡大に効果的な支援措置など追加的な施策の継続的な実現に取り組む。

3 海外における知的財産保護強化に向けた取組

国際的な取組を通じた知的財産保護の促進、知的財産に関する二国間対話、在外公館における知的財産担当官の対応力強化等、海外における知的財産保護強化に向けて取り組む。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）
- ・第 211 回国会外交演説（令和 5 年 1 月 23 日）
- ・インフラシステム海外展開戦略 2025 令和 5 年 6 月追補版（令和 5 年 6 月 1 日）
- ・成長戦略フォローアップ（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）
 - 9.（2）i）中堅・中小企業の海外展開支援
 - 12.（7）対日直接投資の促進
 - 14.（1）自由で公正なルールに基づく国際経済体制の主導
 - 14.（3）i）インフラシステム海外展開
- ・知的財産推進計画 2023（令和 5 年 6 月 9 日 知的財産戦略本部決定）

測定指標 2-1 日本企業支援強化に向けた取組 *

中期目標（一年度）

日本経済の成長を後押しするべく、在外公館に設置した日本企業支援窓口やインフラプロジェクト専門官等の更なる活用、農林水産品等の広報及び法的側面からの支援体制の強化等により、日本企業支援を効果的に推進する。

令和 3 年度目標

各地域のコロナの感染状況を踏まえ、引き続き、日本企業に対するタイムリーな情報共有、必要な取組を行っていく。

- 1 令和 3 年の日本企業支援件数は 7 万件を目標とし、企業のニーズに対応したきめ細やかな日本企業支援を推進すべく、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。また、個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化に向けた取組を更に強化すると同時に、外務本省、在外公館ともに企業支援に係る業務の強化・効率化を図る。グッド・プラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。
- 2 政府は令和 2 年 12 月に、令和 3 年から 5 年間の目標を掲げた「インフラシステム海外展開戦略 2025」を策定し、令和 7 年のインフラシステム受注約 34 兆円を成果目標とした。その実現のために、総理大臣、閣僚などによるトップセールス、「質の高いインフラ」の対外広報、在外公館の情報収集能力の向上のための在外公館赴任者向けの研修を引き続き積極的に実践する。また、インフラアドバイザー経由で得られた情報をインフラプロジェクト専門官や関連省庁、民間企業とも共有し、

日本企業のインフラシステム海外展開のために有効活用する。

- 3 政府による、農林水産物・食品の一層の輸出拡大目標（令和12年に輸出額5兆円）に寄与すべく、令和3年度も、各国の輸入規制・風評被害への対策を強化し、日本企業支援担当官（食産業担当）の活用や、農林水産省を始めとする他省庁及び地方自治体等との連携を一層強化し、日本産農林水産物・食品の輸出促進を図る。
- 4 上記1に関連し、日本企業への法的側面からの支援体制を更に強化するため、弁護士等を活用する在外公館及び体制を増強し、オンラインも活用して、中小・零細を含む日本企業に現地の法令・法制度について情報提供やアドバイスが行き届くよう、法的支援の更なる充実を図る。
- 5 英国のEU離脱に伴う経済活動への影響最小化のため、現地の日系企業への必要な情報提供や日英EPAの内容や意義に関する情報提供等を行い、中小企業を含めた日系企業が英国のEU離脱後も可能な限り円滑に経済活動を継続できるよう必要な取組を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 在外公館において、ビジネス環境の整備のための協議、人脈形成や情報提供、ビジネス関連セミナー、官民共催での在外公館施設を活用した日本製品のPR（在瀋陽総領事館/9月等）を各国の状況を踏まえオンライン等も活用しつつ積極的に実施した結果、外国企業との具体的な事業連携につながったなど、企業関係者から多くの評価の声が寄せられた。また、グッド・プラクティスを企業等に広く情報提供するため、外務省ホームページに新しい支援事例を掲載した（日本企業支援件数については、参考指標1を参照）。例年開催している「日本企業支援担当官会議」は、コロナの影響により、令和2年度に引き続き開催を見送った。
- 2 「インフラシステム海外展開戦略2025」（以下、新戦略）の行動KPIである総理大臣、閣僚などのトップセールスの年間目標10件については、令和2年3件（菅総理大臣：インドネシア（地下鉄MRT南北線他）、ベトナム（医療物資や自動車部品の生産拠点多元化）、安倍総理大臣：サウジアラビア（産業多角化や都市開発等）、平成25（2013）－令和2（2020）年の累計で217件になった。また、効果KPIである令和7（2025）年までのインフラシステム受注額約34兆円の目標については平成30年に25兆円、令和元年に27兆円であったが、令和2年は推計25兆円に到達した。日本企業のインフラシステム海外展開と輸出促進のために、インフラプロジェクト専門官（12月末時点で75か国、199名）及びそれをサポートする現地のインフラアドバイザー（13公館）を配置しており、コロナの影響が続き活動が難しい中、オンライン会議等も活用し、現地の情報を収集・集約するとともに関係機関や商工会等との連絡・調整窓口として活用した。また、インフラプロジェクト専門官向けに環境インフラ・オンライン研修を令和4年1月に実施した。
- 3 東日本大震災後の各国・地域による日本製品に対する輸入規制や風評被害への対策については、あらゆる機会を捉え総理大臣等ハイレベルによる撤廃・緩和の働きかけを行うとともに、国内外にて日本の食の安全性等に関する情報発信に努めた。この結果、令和3年度は、新たに2か国（シンガポール及び米国）が規制を撤廃し、これまでに計41か国・地域が規制を撤廃した。また、レセプションなどの機会や全世界の在外公館等の施設及び各地で構築した人脈等を活用し、日本産農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開支援を進め、令和3年の日本産農林水産物・食品の輸出額増大（1兆2,382億円、前年比25.6%増）に貢献した。
- 4 13か国19公館において、日本人弁護士等に委託し、中小・零細企業を含む日本企業に対し、年2回程度のセミナーや月1回程度の無料個別相談会を通じた現地の法令、法制度についての情報提供を行うことで、法的側面からの支援体制を強化した（令和2年度は11か国17公館）。コロナの影響を考慮し、個別相談やセミナーの実施にオンラインを活用することで、企業の法的支援へのアクセスを充実させた。
- 5 英国のEU離脱及び北アイルランド議定書をめぐる情勢による現地の日系企業への影響を最小化すべく、在英国日本国大使館は在エディンバラ総領事館とも連携して、企業との意見交換や必要な対応を行った。欧州での新型コロナウイルス感染症の流行が顕著であったため、セミナーは開催できなかったものの、5月の日英外相戦略対話では、茂木外務大臣から、英国のEU離脱に際して日系企業にとって予見可能性と法的安定性が不可欠であると発言する等、閣僚間レベルで日系企業支援を求めてきた。現在は新型コロナウイルス感染症の拡大も収束してきており、令和4年度はセミナーを開催し、企業との意見交換をより積極的に行う予定である。

令和4年度目標

各地域のコロナの感染状況を踏まえ、引き続き、日本企業に対するタイムリーな情報共有、必要な取組を行っていく。

- 1 企業のニーズに対応したきめ細やかな日本企業支援を推進すべく、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。また、個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化に向けた取組を更に強化すると同時に、外務本省、在外公館ともに企業支援に係る業務の強化・効率化を図る。グッド・プラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。「日本企業支援担当官会議」については、オンライン開催も含め検討する。
- 2 政府は令和2年12月に策定された「インフラシステム海外展開戦略 2025」では令和7年のインフラシステム受注額として約34兆円を目標としており、その実現のために令和3年6月に定められた「新戦略の着実な推進に向けた取組方針」や分野別アクションプランの下で具体的な案件形成を支援するとともに、総理のトップセールスを補完する各省幹部トップセールスの件数などの多層化された行動KPIの達成を目指す。在外公館による「質の高いインフラ」の対外広報や在外公館赴任者向けの研修も引き続き積極的に実践する。また、インフラアドバイザーやインフラプロジェクト専門官より得た情報は関連省庁、民間企業とも共有し、日本企業のインフラシステム海外展開のために有効活用する。
- 3 農林水産物・食品の輸出に関し、令和7年2兆円、令和12年同5兆円の目標達成に寄与すべく、令和4年度も、各国の輸入規制・風評被害への対策を強化し、日本企業支援担当官（食産業担当）や現地アドバイザーの活用や、農林水産省を始めとする他省庁及び地方自治体等との連携を一層強化し、日本産農林水産物・食品の輸出促進を図る。
- 4 上記1に関連し、日本企業への法的側面からの支援体制を更に強化するため、法曹有資格者等の外部専門家を活用する公館及び体制を増強し、中小・零細を含む日本企業に現地の法令、法制度について情報提供やアドバイスが行き届くよう、法的支援の更なる充実を図る。
- 5 英国のEU離脱及び北アイルランド議定書をめぐる情勢による英EU間の貿易投資環境の変化には引き続き注意が必要であり、中小企業を含めた現地日系企業が円滑に経済活動を行えるよう、セミナー等の機会を活用して、情報提供や日系企業からのヒアリング等を通じて必要な取組を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 在外公館において、ビジネス環境の整備のための協議、人脈形成や情報提供、ビジネス関連セミナー、官民共催での在外公館施設を活用した日本製品のPR（在米大使館/9月等）を各国の状況を踏まえオンライン等も活用しつつ積極的に実施した。個別企業からの相談対応には外務本省だけでなく、農水省を始めその他関係機関にも情報を共有し、円滑な日本企業支援に努めた。その結果として外国企業との具体的な事業連携につながったなど、企業関係者から多くの評価の声も寄せられている。また、グッド・プラクティスを企業等に広く情報提供するため、外務省ホームページに新しい支援事例を掲載した（日本企業支援件数については、参考指標1を参照）。「日本企業支援担当官会議」は、コロナの影響により、令和3年度に引き続き開催を見送ったが、その代替策として、東南アジア経済協力担当官会議（2月）の機会を利用して、現地に講師を派遣し、東南アジア及び南アジアの経済担当の書記官向けに各種講義を行った。
- 2 「インフラシステム海外展開戦略 2025」の行動KPIである総理大臣、閣僚などのトップセールスは、平成25（2013）～令和3（2021）年の累計で218件になった。また、効果KPIである官民合わせた海外でのインフラシステム受注額については、令和7年（2025年）の目標値である単年度約34兆円に向けて令和3年は24.4兆円の実績だった。日本企業のインフラシステム海外展開と輸出促進のため、インフラプロジェクト専門官（令和5年3月末時点で77か国、約200名）及びそれをサポートする現地のインフラアドバイザー（令和4年度は13公館）を配置し、主に現地の情報を収集・集約するとともに関係機関や商工会等との連絡・調整窓口として活用した。
- 3 東日本大震災後の各国・地域による日本製品に対する輸入規制や風評被害への対策については、あらゆる機会を捉え総理大臣等ハイレベルによる撤廃・緩和の働きかけを行うとともに、国内外にて日本の食の安全性等に関する情報発信に努めた。この結果、令和4年度は、新たに2か国（インドネシア及び英国）が規制を撤廃し、これまでに計43か国・地域が規制を撤廃した。また、レセプションなどの機会や全世界の在外公館等の施設及び各地で構築した人脈等を活用し、日本産農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開支援を進め、令和4年の日本産農林水産物・食品の輸出額増大（1兆4,140億円、前年比14.2%増）に貢献した。
- 4 15か国20公館において、日本人弁護士等に委託し、中小・零細企業を含む日本企業に対し、セミナーや無料法律相談会を通じて現地の法令、法制度に関する情報提供を行った。また、在外公館が現地政府と交渉する際のコンサルティング業務も委託しており、これらの委託業務を通して、日本企業の法的側面からの支援体制を強化した。コロナの影響を考慮し、法律相談やセミナーの実施に

オンラインを活用することで、企業の法的支援へのアクセスを充実させた。

- 5 英国の EU 離脱及び北アイルランド議定書をめぐる情勢による現地の日系企業への影響を最小化すべく、在英国日本国大使館や在エディンバラ総領事館とも連携して、企業との意見交換や必要な対応を行った。令和 5 年 3 月には、日本産地理的表示 (GI) 産品の理解・流通促進のため、日本産 GI に関する在英流通事業者向けのセミナーを現地で実施した。

令和 5 年度目標

日本企業の海外展開を積極的に支援し、海外における経済成長を日本の経済成長及び賃金上昇につなげていくため、引き続き、日本企業に対するタイムリーな情報共有、必要な取組を行っていく。

- 1 企業のニーズに対応したきめ細やかな日本企業支援を推進すべく、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。また、令和 4 年 9 月に発足した内閣官房海外ビジネス投資支援室とも緊密に連携しつつ、オンライン会議も活用しつつ、個別企業からの相談に係る在外公館の対応を更に強化する。グッド・プラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。
- 2 政府は令和 2 年 12 月に策定された「インフラシステム海外展開戦略 2025」では令和 7 年のインフラシステム受注額として約 34 兆円を目標としており、その実現のために令和 4 年 6 月に追補版で明確化した 3 つの重点戦略について、新たなニーズに対応し、多様化する展開手法を用いつつ、分野別アクションプランの下で具体的な案件形成を支援するとともに、総理・閣僚を始めとする多層化したトップセールスによる行動 KPI の達成を目指す。在外公館による「質の高いインフラ」の対外広報や在外公館赴任者向けの研修も引き続き積極的に実践する。「インフラプロジェクト専門官情報連絡会」も随時主催し、各地のインフラプロジェクト専門官とのより一層の連携を図る。また、インフラアドバイザーやインフラプロジェクト専門官より得た情報は関係省庁、民間企業とも共有し、日本企業のインフラシステム海外展開のために有効活用する。
- 3 農林水産物・食品の輸出に関し、令和 7 年 2 兆円、令和 12 年同 5 兆円の目標達成に寄与すべく、令和 4 年度も、各国の輸入規制・風評被害への対策を強化し、日本企業支援担当官（食産業担当）や現地アドバイザーの活用や、農林水産省を始めとする他省庁及び地方自治体等との連携を一層強化し、日本産農林水産物・食品の輸出促進を図る。
- 4 上記 1 に関連し、日本企業への法的側面からの支援体制を更に強化するため、法曹有資格者等の外部専門家を活用する公館及び体制を増強し、中小・零細を含む日本企業に現地の法令、法制度について情報提供やアドバイスが行き届くよう、法的支援の更なる充実を図る。
- 5 英国の EU 離脱及び北アイルランド議定書をめぐる情勢による英 EU 間の貿易投資環境の変化には引き続き注意が必要であり、中小企業を含めた現地日系企業が円滑に経済活動を行えるよう、セミナー等の機会を活用して、情報提供や日系企業からのヒアリング等を通じて必要な取組を進める。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き全体として目標を維持し、その達成に向け推進する。その上で、内閣官房海外ビジネス投資支援室が設置されたことにより、より海外投資を一層強化することとなったため、年度目標に追加した。

測定指標 2-2 対外・対内投資の戦略的な支援

中期目標（一年度）

投資関連協定については、平成 28 年 5 月に策定された「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」において 100 か国・地域という目標値が設定されたことを踏まえつつ、今後の投資先としての潜在力の開拓や他国の投資家と比較して劣後しないビジネス環境の整備の観点から投資関連協定の締結を進めるニーズ等を念頭に、引き続き戦略的観点及び質の確保の観点を考慮した取組を進める。また、日本市場に海外投資を呼び込むことにより、日本経済の成長に貢献する。

令和 3 年度目標

- 1 現在交渉中の 16 本の投資関連協定（アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、バーレーン、トルクメニスタン、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャン）については、産業界の要望等を踏まえながら、早期妥結を目指す。また、既存の投資関連協定を締結している国との間で投資に関する規律の更新を目指す。新規の投資関連協定については、我が国経済界の具体的ニーズや相手国の投資協定に関

する方針を踏まえながら、交渉開始に向けた努力を行う。その際、我が国からの現状の直接投資額が多い国のみならず、今後の投資先として潜在性を有する国との交渉開始の可能性につき、中南米及びアフリカを中心に検討する。

- 2 ジェトロとの連携を強化しつつ、126 の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」等を活用した対日投資の呼び掛け、国内外での各種セミナーの開催及び「企業担当制」(注)における外国企業の相談内容へのサポートを推進する。

(注) 平成 28 年 3 月の第 2 回対日直接投資推進会議で決定された「外国企業の日本への誘致に向けた 5 つの約束」に基づいて創設。日本に重要な投資をした外国企業を対象に、副大臣を相談相手につける制度。本制度における外国企業からの相談対応について、当該企業の主な業種を所管する省の副大臣による面会には、外務副大臣並びに担当副大臣が所属する省及び外務省の事務方並びに投資誘致機関(ジェトロ)の職員が同席し、相談対応を支援することとされている。

施策の進捗状況・実績

- 1 16 の国・地域(アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、バーレーン、トルクメニスタン、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャン)との間で投資関連協定(注)交渉を継続した。また、署名済みであった日・ジョージア投資協定が 7 月に発効したほか、投資に係る規定を含む RCEP 協定が令和 4 年 1 月に発効した。令和 4 年 2 月には、日・バーレーン投資協定について実質合意に至った。令和 4 年 3 月末現在、発効済の投資関連協定 51 本と署名済・未発効の 3 本を合わせると 79 の国・地域をカバーし、交渉中(実質合意に至ったが未署名の日・バーレーン投資協定を含む)の 19 本(投資協定 16 本、EPA 3 本)が発効すると 94 の国・地域をカバーすることとなる。また、新規交渉立ち上げの可能性も含めた投資関連協定の締結促進については、外交的・経済的観点から継続的に検討を行っている。

(注) 投資協定及び投資章を含む EPA/FTA

- 2 「対日直接投資推進担当窓口」を設置する各在外公館においては、海外金融事業者等の誘致に向けて、金融庁とも連携しつつ各公館で現地金融業者等に対する誘致プロモーションを始め、ジェトロとも連携しつつ、現地企業と日本の地方自治体・企業とのビジネスマッチングなどの各種投資呼び込み施策を実施し、令和 3 年度の活動実績は 650 件以上に上った。さらに、「企業担当制」においては、外国企業との面会(12 月、フィリップス社)に外務省も同席し、相談内容へのサポートを行った。

令和 4 年 3 月、対日直接投資促進に向けて、特にグリーンエネルギー分野への対日直接投資の一層の呼び込みを目的として、外務省主催にて「グリーンエネルギー最前線 革新的環境イノベーションとしての洋上風力、水素と地方創生」をテーマに「グローバル・ビジネス・セミナー」(オンライン形式)を開催した。

令和 4 年度目標

- 1 現在交渉中の 16 本の投資関連協定(アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、バーレーン、トルクメニスタン、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャン)については、産業界の要望等を踏まえながら、様々な外交機会も活用しつつ、早期妥結・締結を目指す交渉にあたっては、相手国の事情等を考慮しつつ、可能な限り高いレベルの質の確保に努める。また、既存の投資関連協定を締結している国との間で投資に関する規律の更新を目指す。新規の投資関連協定については、我が国経済界の具体的なニーズや相手国の投資協定に関する方針を踏まえながら、交渉開始に向けた努力を行う。その際、我が国からの現状の直接投資額が多い国のみならず、今後の投資先として潜在性を有する国との交渉開始の可能性につき、中南米及びアフリカを中心に検討する。
- 2 ジェトロとの連携を強化しつつ、126 の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」等を活用した対日投資の呼び掛け、国内外での各種セミナーの開催及び「企業担当制」における外国企業の相談内容へのサポートを推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 16 の国・地域(アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、バーレーン、トルクメニスタン、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャン)との間で投資関連協定交渉を継続した結果、6 月に日・バーレーン

ン投資協定に署名し、令和5年3月には日・アンゴラ投資協定について実質合意に至った。また、4月に日・モロッコ投資協定が発効した。令和5年3月末時点で、発効済みの投資関連協定が52本（投資協定35本、EPA17本）、署名済み・未発効となっている投資関連協定が3本（投資協定2本、EPA1本）あり、これらを合わせると55本となり、80の国・地域をカバーすることとなる。これらに現在交渉中の投資関連協定18本（投資協定15本、EPA3本）を含めると、94の国・地域をカバーすることとなる。また、新規交渉立ち上げの可能性も含めた投資関連協定の締結促進については、外交的・経済的観点から継続的に検討を行っている。

- 2 「対日直接投資推進担当窓口」を設置する各在外公館においては、ジェットロと連携しつつ、現地企業と日本の地方自治体・企業とのビジネスマッチングなどを実施し、これら各種投資呼び込みに係る令和4年度の活動実績は700件以上に上った。また、海外金融事業者等の誘致に向けて、金融庁とも連携しつつ各公館で現地金融業者等に対する誘致プロモーションを実施した。

令和5年3月、対日直接投資促進に向けて、日本国内各地域の「稼ぐ力」の回復・強化や旺盛な海外需要の取り込みを目的として、外務省主催にて「海外から見た日本のビジネス環境や国内各地域における海外からの投資の展開」をテーマに「グローバル・ビジネス・セミナー」（ハイブリッド形式）を開催し、約120名が参加した。

令和5年度目標

- 1 現在交渉中の15本の投資協定（アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、トルクメニスタン、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャン）については、産業界の要望等を踏まえながら、様々な外交機会も活用しつつ、早期妥結・締結を目指す。交渉にあたっては、相手国の事情等を考慮しつつ、可能な限り高いレベルの質の確保に努める。また、既存の投資関連協定を締結している国との間で投資に関する規律の更新を目指す。新規の投資関連協定については、我が国経済界の具体的ニーズや相手国の投資協定に関する方針を踏まえながら、交渉開始に向けた努力を行う。その際、我が国からの現状の直接投資額が多い国のみならず、今後の投資先として潜在性を有する国との交渉開始の可能性につき、中南米及びアフリカを中心に検討する。
- 2 対日直接投資の推進に関して、海外における人材・投資誘致の体制を抜本強化するため、在外公館長・ジェットロ海外事務所長レベルでの連携による「FDI タスクフォース」を、第一弾として、ニューヨーク、ロンドン、デュッセルドルフ、パリ及びシドニーの5拠点で新設し、令和5年6月からの始動を目指す。具体的には、現地の在外公館長及びジェットロ海外事務所長のレベルでの連携による現地主要企業及び関連政府機関幹部への働きかけや、日本進出を目指す外国企業への伴走支援等に取り組む。これらの取組を通じて、外国企業のプロジェクト誘致を目指すこととし、FDI タスクフォースとしての令和8年度までの約4年間で5拠点公館の合計として100件をKPIに設定する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

投資関連協定に関する取組については、引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

対日直接投資の推進については、令和5年4月に開催された第11回対日直接投資推進会議において「海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン」が策定されたことを踏まえ、これまでの「対日直接投資推進担当窓口」等の取組に加え、当該アクションプランにおける外務省の取組内容を令和5年度目標として設定した。

測定指標2-3 海外における知的財産保護強化に向けた取組

中期目標（--年度）

- 1 国際社会における知的財産保護の促進を図る。
- 2 経済連携協定や二国間対話等を通じて、知的財産の保護強化を促進する。
- 3 日本企業の知的財産侵害被害の大きな地域において取組を進め、日本企業の海外展開支援を行う。

令和3年度目標

- 1 多数国間の国際会議における議論への一層の積極的な参加を通じ、国際社会全体における知的財産保護の促進を図る。新型コロナウイルス感染症を受けた知的財産保護強化を巡る議論においては、ワクチンの世界供給状況や各国の動向を注視しつつ柔軟に対応する。
- 2 二国間及び多数国間の経済連携協定交渉の場において、より高いレベルの知的財産保護が得られ

るよう取り組む。また、日本企業の知的財産の保護強化及び模倣品・海賊版対策のため、ハイレベルの対話の場も活用し、二国間の対話を通じた働きかけを行う。

- 3 在外公館における知的財産担当官の更なる能力強化及びジェトロ現地事務所等関係機関との連携強化を通じ、海外において知的財産の侵害を受けている日本企業を支援するための体制をこれまで以上に強化することにより、知的財産保護の面から海外における日本企業支援を一層推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 WTO 貿易関連知的所有権 (TRIPS) 理事会 (4、6、7、10、11、12月、令和4年2月及び3月)、世界知的所有権機関 (WIPO) 加盟国総会 (10月)、APEC 知的財産権専門家会合 (IPEG) (10月及び令和4年2月) といった多数国間会合の場における議論への積極的な参加を通じ、国際的な知的財産保護を促進した。新型コロナウイルス感染症を受けた知的財産保護強化を巡る議論においては、各国の動向を注視しながら、議論に建設的に参加した。
- 2 地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定の国会審議等においては、知的財産章について WTO/TRIPS 協定を上回る内容に係る説明を行い、同協定は令和4年1月に発効した。環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (TPP) への英国の新規加盟については、知的財産章の整合性について協議を行った。海賊版対策については、知的財産戦略推進事務局及び外務省地域課と連携の上、ハイレベルの対話の場を活用し働きかけを行った。
- 3 11月に中南米地域で、令和4年2月に中東・アフリカ地域で、日本企業支援体制を強化することを目的として、在外公館知的財産担当官会議をオンライン形式で開催した。それぞれの会議では、現地でもビジネスを展開する日本企業やジェトロを交えた官民合同の意見交換、知的財産の被害の現状分析、日本企業からの知的財産関連相談に対するベストプラクティスの共有等を行い、より良い日本企業支援のあり方について活発な議論を行った。

令和4年度目標

- 1 多数国間の国際会議における議論への一層の積極的な参加を通じ、国際社会全体における知的財産保護の促進を図る。新型コロナウイルス感染症を受けた知的財産保護強化を巡る議論においては、ワクチンの世界供給状況や各国の動向を注視しつつ柔軟に対応する。
- 2 二国間及び多数国間の経済連携協定交渉の場において、より高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組む。また、日本企業の知的財産の保護強化及び模倣品・海賊版対策のため、ハイレベルの対話の場も活用し、二国間の対話を通じた働きかけを行う。
- 3 在外公館における知的財産担当官の更なる能力強化及びジェトロ現地事務所等関係機関との連携強化を通じ、海外において知的財産の侵害を受けている日本企業を支援するための体制をこれまで以上に強化することにより、知的財産保護の面から海外における日本企業支援を一層推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 WTO 貿易関連知的所有権 (TRIPS) 理事会 (5、6、7、9、10、11、12月)、第12回 WTO 閣僚会議 (6月)、世界知的所有権機関 (WIPO) 加盟国総会 (7月)、APEC 知的財産権専門家会合 (IPEG) (8月及び令和5年2月) といった多数国間会合の場における議論への積極的な参加を通じ、国際的な知的財産保護を促進した。新型コロナウイルス感染症を受けた知的財産保護強化を巡る議論においては、各国の動向を注視しながら、議論に建設的に参加した。また、タン WIPO 事務局長の訪日の機に初めてとなる林外務大臣表敬が実施され、知的財産分野における協力について意見交換を実施した (令和5年2月)。
- 2 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP) への英国の新規加盟については、知的財産章の整合性について協議を行った。また、10月に第1回日英 EPA 知的財産専門委員会を、令和5年1月に第3回日 EU・EPA 知的財産専門委員会を実施し、英国と EU 各々との間で知的財産分野に関する意見交換を行い、知的財産分野における協力を更に進展させていくことで一致した。海賊版対策については、知的財産戦略推進事務局及び外務省地域課と連携の上、対応を行った。
- 3 11月に中国の在外公館を対象にオンライン形式で、令和5年3月に南西アジア地域にてハイブリッド形式で、日本企業支援体制を強化することを目的として、在外公館知的財産担当官会議を開催した。それぞれの会議では、現地でもビジネスを展開する日本企業やジェトロを交えた官民合同の意見交換、知的財産の被害の現状分析、日本企業からの知的財産関連相談に対するベストプラクティスの共有等を行い、より良い日本企業支援のあり方について活発な議論を行った。

令和5年度目標

- 1 多数国間の国際会議における議論への一層の積極的な参加を通じ、国際社会全体における知的財産保護の促進を図る。新型コロナウイルス感染症を受けた知的財産保護強化を巡る議論においては、各国の動向を注視しつつ柔軟に対応する。
- 2 二国間及び多数国間の経済連携協定交渉の場において、より高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組む。また、日本企業の知的財産の保護強化及び模倣品・海賊版対策のため、ハイレベルの対話の場も活用し、二国間の対話を通じた働きかけを行う。
- 3 在外公館における知的財産担当官の更なる能力強化及びジェトロ現地事務所等関係機関との連携強化を通じ、海外において知的財産の侵害を受けている日本企業を支援するための体制をこれまで以上に強化することにより、知的財産保護の面から海外における日本企業支援を一層推進する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

参考指標1：在外公館における日本企業支援実績件数			
	実績値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	68,526	59,234	55,922 (令和5年7月末現在)

参考指標2：知的財産保護に関する在外公館の相談対応件数			
	実績値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	192	133	129 (令和5年7月末現在)

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①海外の日本企業支援	65 (47)	61 (47)	66 (57)	72	2-1	
②知的財産権侵害対策	13 (9)	13 (8)	12 (11)	12	2-3	
③対日直接投資支援経費	1.9 (0.8)	2 (1.2)	2.2 (3.1)	1.5	2-2	
④英国のEU離脱に係る日系企業支援	12.4 (3.4)	10 (0)	4.9 (4.5)	23.2	2-1	
⑤対外投資の戦略的な支援	<p>投資協定等の各種経済条約の締結を推進するとともに、合同委員会等を通じた相手国のビジネス環境の改善、在外公館施設を活用した現地情報の入手や人脈形成への協力等の支援を実施する。</p> <p>投資関連協定を通じ、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境の一層の整備と、個別企業への活動支援により、日本企業の海外展開を促進することで、日本経済の成長を後押しすることに寄与する。</p>				2-2	—

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 3 資源安全保障の強化

施策の概要

エネルギー、鉱物資源、食料といった国民生活の基礎を成す資源の安定的かつ安価な供給を確保するためには、世界全体として資源安全保障の強化を図ることが重要である。かかる観点から、他国との良好かつ安定的な関係を維持するとともに、政治・外交・経済・国際法的側面を含む包括的な視点から、エネルギー、鉱物資源、食料、漁業分野での国際協力を推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和 2 年 7 月 17 日 閣議決定）
第 3 章 5.（4 持続可能な開発目標（SDGs）を中心とした環境・地球規模課題への貢献）
- ・ 成長戦略実行計画（令和 2 年 7 月 17 日 閣議決定）
第 7 章 1. エネルギー・環境
- ・ 国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日 国家安全保障会議決定、閣議決定）
IV 5 地球規模課題解決のための普遍的価値を通じた協力の強化
- ・ 第 204 回国会外交演説（令和 3 年 1 月 18 日）
- ・ 鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針（令和 2 年 10 月 13 日 閣議決定）
- ・ 第 6 次エネルギー基本計画（令和 3 年 10 月 22 日、閣議決定）
- ・ 第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）
- ・ 経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和 4 年 6 月 7 日 閣議決定）
- ・ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和 4 年 6 月 7 日）
- ・ 国家安全保障戦略（令和 4 年 12 月 16 日 閣議決定）
IV 2 戦略的なアプローチとそれを構成する主な方策
- ・ 第 211 回国会外交演説（令和 5 年 1 月 23 日）

測定指標 3-1 我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保 *

中期目標（一年度）

関係する国際機関や多国間の枠組み等での議論に積極的かつ主体的に参加・貢献するとともに、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、我が国へのエネルギー・鉱物資源の安定的供給の確保を図る。また、我が国の優れた省エネルギーや再生可能エネルギー技術の普及を図る。

令和 3 年度目標

- 1 関係する国際機関や多国間の枠組み等における議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、資源・エネルギーに関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の資源・エネルギー安全保障政策の立案・実施に活用する。
 - (1) 国際エネルギー機関（IEA）については、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業、市場分析、非メンバー国との協力事業を支援する。また、非メンバー国であるインドとの「戦略的パートナーシップ」の協議の進展等を含む令和元年の第 27 回閣僚理事会のフォローアップを行う。
 - (2) 国際エネルギー・フォーラム（IEF）については、引き続き石油・ガスの産油国・消費国との間で産消対話を行うことにより、産消国双方が相互に理解を深め、健全な世界経済の実現や供給と需要の安定確保のために安定的かつ透明性のあるエネルギー市場を促進することを目指す。
 - (3) エネルギー憲章条約（ECT）については、自由貿易の推進にエネルギー分野の取引が果たす役割の大きさを念頭に、エネルギー憲章プロセスへの参加国拡大を通じたエネルギー分野での投資促進に係る法的枠組みの基盤強化と裾野拡大を引き続き図る。特に、令和 2 年から交渉が開始された ECT 近代化交渉については、令和 3 年はテキスト・ベースでの本格的な交渉が行われる予定であるところ、我が国として、各国の事情に合わせながら、エネルギー安全保障を確保し、あらゆる選択肢を追求しつつ、投資保護水準を維持・向上させることが重要という考えの下、積極的に交渉に貢献していく。
 - (4) 国際再生可能エネルギー機関（IRENA）については、再生可能エネルギーの普及促進、政策助言、

途上国のキャパシティ・ビルディング(能力構築)などを中心とした同機関の活動を支援し、また、日本の持続的な再生可能エネルギー普及のための取組について発信することを通じて、日・IRENA 関係の維持・強化を図る。

- (5) G7、G20、APEC 等における議論や各種協力についても、我が国が重視する点が反映されるよう関係省庁と連携しつつ積極的に議論に貢献する。
- 2 エネルギー・鉱物資源専門官制度については、昨今のエネルギー・鉱物資源情勢に係る地政学上の変化を踏まえ、より一層の資源の安定供給確保に向け、本省と在外公館、関係省庁との連携を更に強化しながら、同制度の活用を推進する。また、令和3年度も、新型コロナウイルスの感染状況等を考慮しつつ、適切な形で在外公館戦略会議を開催し、エネルギー・鉱物資源をめぐる国際情勢に係る情報収集・分析を行い、我が国の資源安全保障確保に資する取組とする。
- 3 福島県内の水素関連施設を対象とした在京外交団に対するスタディーツアーを開催し、「福島新エネ社会構想」に基づく福島県の取組を発信する。

施策の進捗状況・実績

- 1 近年世界のエネルギー情勢に構造的な変化が起きていることを踏まえて、IEA、IEF、IRENA、ECT 等への参加・貢献を通じて、国際的なエネルギー市場の透明性の向上や、エネルギー投資の促進、非加盟国との協力強化等に積極的に取り組んだ。

(1) IEA においては、令和3年度に開催された全ての理事会及び各常設作業部会に参加し、非メンバー国との協力の更なる強化や石油備蓄制度の見直し等についての議論に積極的に貢献した。特に平成31年1月から大江駐イタリア大使(前経済協力開発機構(OECD)日本政府代表部特命全権大使)が理事会議長を務めており、我が国の立場との整合性を確保しつつメンバー間の意見の調整を図り、世界のエネルギー安全保障の強化に資する合意の形成を目指して、理事会における議論を主導した。

5月に、鷲尾外務副大臣が重要鉱物資源の役割に関する報告書発表に際するウェビナーへ出席し、パリ協定の目標達成には加速化したエネルギー転換に必要な鉱物資源の安定的な確保が必要であるとして、投資の拡大やイノベーションの促進に加え、普遍的な価値に基づいたルールの必要性を呼びかけた。また、この分野における官民一体となった議論の活性化を呼びかけるとともに、我が国としても積極的な提案を行っていく考えを表明した。

また、9月には、鷲尾外務副大臣は IEA とオマーン政府との共催で開催された「中東・北アフリカのエネルギー転換に関する閣僚対話」に参加した。本会合は、我が国が IEA に対し約500万ユーロの任意拠出を供与し、中東・北アフリカ諸国を含む産油国や新興国に対するエネルギー転換を支援するプロジェクト推進の一環として開催された。鷲尾外務副大臣は、世界が脱炭素化に向けた取り組みを加速する中、脱炭素化とエネルギー安全保障を両立させるためには、「イノベーションの促進」と「各国間の協働関係の強化」が重要であることを強調した。この点において、豊富な地下資源や太陽光に恵まれるなど高い再エネポテンシャルを有する中東・北アフリカ諸国は我が国にとって重要なパートナーであり、水素やアンモニアといった新たなエネルギー源の開発と実用化に向けて協力し、世界の脱炭素化を共にリードしていく旨述べた。

令和4年3月に実施された第28回閣僚理事会には、小田原外務副大臣が参加し、ウクライナ情勢を受けて改めて重要性が認識されたエネルギーの安全保障強化について、積極的に議論に参加した。閣僚共同コミュニケのほか、ウクライナ及び世界のエネルギー供給の安全性を高めるための協調を呼びかける加盟国声明が発出された。また、IEA との間では、ピロル事務局長と経済局長の間の定期的なオンライン協議や、事務レベルの協議など、緊密な意見交換を行い、エネルギー市場の安定化に向けた協力を強化している。

(2) IEF においては、令和4年2月に行われた IEA、IEF 及び OPEC 共催によるエネルギー見通しに関する第12回シンポジウム(12th IEA IEF OPEC Symposium on Energy Outlooks) にエネルギーの長期展望をテーマとするセッションにパネリストとして参加した。また、7月に鷲尾外務副大臣がイタリアで開催されたG20 エネルギー・気候合同大臣会合の機会を捉えて、マクモニグル IEF 事務局長との意見交換を行い、マクモニグル事務局長からは日本の IEF に対する貢献への謝意が述べられた。その後も11月及び令和4年2月に経済局長がマクモニグル事務局長との間で原油価格高騰を受けた意見交換を行い、エネルギー市場の安定に向けて連携を一層強化することで合意した。

(3) ECT においては、近代化交渉に注力し、12月にオンライン形式で開催されたエネルギー憲章会議第32回会合に正木 EU 代表部大使が出席して、現在行われている ECT の近代化交渉に積極的に貢献していく旨述べた。また、9月にエネルギー憲章事務局副事務局長に日本人として初めて廣瀬敦子氏が就任し、ECT の運営の強化への貢献が期待される。

- (4) IRENA については、我が国は理事会議長国に就任し、鷲尾外務副大臣が5月に開催された第21回理事会の議長を務めた。また、7月にイタリアで開催されたG20 エネルギー・気候合同大臣会合の機会に、鷲尾外務副大臣はラカメラ IRENA 事務局長との意見交換を行い、ラカメラ事務局長からは、我が国が IRENA 理事会議長を務めていることへの謝意並びにこれまでの日本からの支援及び日本の再生可能エネルギーの積極的な導入に対する評価が示された。令和4年1月の第12回総会には小田原外務副大臣が出席し、現実的な世界のエネルギー転換を進めるには、各国で異なるアプローチが必要である旨強調しつつ、IRENA と協力の柱として、第1に、エネルギー需給バランスを最適化するための技術とノウハウの普及、第2に、水素・アンモニア等の活用とその国際サプライチェーンの構築、第3に再生可能エネルギー推進に不可欠な重要鉱物資源のサプライチェーンにおける透明かつ公正なガバナンスの確保を示した。令和4年3月に外務省が主催した「グローバル・ビジネス・セミナー」では、ラカメラ事務局長が基調講演を行い、セミナーの席上、三宅外務大臣政務官とラカメラ事務局長は重要鉱物資源のサプライチェーンにかかる意見交換を行った。
- (5) G7、G20、APEC 等における議論や各種協力においても、我が国のエネルギー政策上の立場を首脳会合・閣僚会合等の成果文書や当該フォーラムの今後の活動方針等に反映させるとともに、各国・エコノミーからの出席閣僚やエネルギー専門家に対し発信することができた。
- 2 令和3年度の開催につき、新型コロナウイルスの感染状況等を考慮しつつ、適切な形で在外公館戦略会議開催を予定するも、ウクライナ侵略等諸般の事情により令和4年度に繰り越すこととなった。
- 3 福島県内の水素等の新エネルギー関連施設を対象とした在京外交団に対するスタディーツアーについては、対面によるツアー実施により事業の効果が得られるため、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら実施時期を検討していたが、オミクロン株の急拡大やウクライナ情勢により事業実施が困難となったため、令和4年度に繰り越すこととなった。
- 4 日本経済団体連合会の後援の下、令和3年度アジア・エネルギー安全保障セミナー「地政学から考える～エネルギー転換期における天然ガス」を令和4年3月下旬にオンラインで開催を予定するも、ウクライナ侵略等諸般の事情により令和4年度（4月27日）に繰り越すこととなった。
- 5 原油価格高騰を受けた対応
- コロナからの経済回復による需給ひっ迫で上昇基調にあった原油価格は、ロシアによるウクライナ侵略を受けて更に上昇し、エネルギー市場の安定化のため、首脳レベルを含む様々なチャネルを通じ、主要なエネルギー生産国や国営企業への働きかけを政府一丸となって実施した。また、IEA や G7 の場を活用して、主要な消費国との連携を一層強化し、産油国への継続的な働きかけを行ったほか、石油・天然ガスとの金属鉱物資源の安定供給確保、さらには脱炭素燃料・技術の将来的な確保を一体的に推進すべく、「包括的資源外交」を展開した。

令和4年度目標

- 1 関係する国際機関や多国間の枠組み等における議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、資源・エネルギーに関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の資源・エネルギー安全保障政策の立案・実施に活用する。
- (1) 国際エネルギー機関 (IEA) については、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業、市場分析、非メンバー国との協力事業を支援する。また、非メンバー国であるインドとの「戦略的パートナーシップ」の協議の進展、新たにマנדートに加わった鉱物資源等を含む令和4年3月に開催された第28回閣僚理事会のフォローアップを行う。
- (2) 国際エネルギー・フォーラム (IEF) については、引き続き石油・ガスの産出国・消費国との間で産消対話を行うことにより、産消国双方が相互に理解を深め、健全な世界経済の実現や供給と需要の安定確保のために安定的かつ透明性のあるエネルギー市場を促進することを目指す。
- (3) エネルギー憲章条約 (ECT) では、近代化交渉を加速し、年内合意を目指す。
- (4) 国際再生可能エネルギー機関 (IRENA) については、再生可能エネルギーの普及促進、政策助言、途上国のキャパシティ・ビルディング(能力構築)、また近年注目を集めているエネルギー転換に必要なコバルトやニッケル、銅等の重要鉱物資源の安定的な確保などを中心とした同機関の活動を支援し、また、日本の持続的な再生可能エネルギー普及のための取組について発信することを通じて、日・IRENA 関係の維持・強化を図る。
- (5) G7、G20、APEC 等における議論や各種協力についても、我が国が重視する点が反映されるよう関係省庁と連携しつつ積極的に議論に貢献する。
- 2 エネルギー・鉱物資源専門官制度については、昨今のエネルギー・鉱物資源情勢に係る地政学上の

変化を踏まえ、より一層の資源の安定供給確保に向け、本省と在外公館、関係省庁との連携を更に強化しながら、同制度の活用を推進する。また、新型コロナウイルスの感染状況等を考慮しつつ、適切な形で在外公館戦略会議を開催する。

- 3 ウクライナ侵略等諸般の事情により令和4年度に繰り越すこととなったアジア・エネルギー安全保障セミナー「地政学から考える～エネルギー転換期における天然ガス」を4月に開催し、ウクライナ情勢を受けてエネルギーの地政学リスクが指摘される中、日本及びアジアのエネルギー安全保障についての意見交換や啓発機会とする。
- 4 福島県内の水素等の新エネルギー関連施設を対象とした在京外交団に対するスタディーツアーを開催し、「福島新エネ社会構想」に基づく福島県の取組を発信する。

施策の進捗状況・実績

- 1 ロシアによるウクライナ侵略によって引き起こされたエネルギー危機、エネルギー安全保障と脱炭素化の実現の両立といったエネルギーをめぐるグローバルな課題に対して、IEA、IEF、IRENA、ECT等の国際機関における取組や協力及びG7、G20、OPEC等の多国間の枠組における議論等を通じて、エネルギーをめぐる最新情勢の情報収集、我が国のエネルギー安全保障に資する国際的なルールメイキング等に積極的に取り組んだ。また、令和5年度に実施されるG7広島サミットにおいて、エネルギー安全保障の議論をリードしていくための準備を関係国及び国際機関と連携して実施した。
 - (1) IEAについては、理事会及び各常設作業部会に参加し、非メンバー国との協力の更なる強化や石油備蓄制度の見直し等についての議論に積極的に貢献した。特に岡村・前経済協力開発機構(OECD)日本政府代表部特命全権大使が理事会副議長を務め、我が国の立場との整合性を確保しつつメンバー間の意見の調整を図り、世界のエネルギー安全保障の強化に資する合意の形成を目指して、理事会における議論を主導した。なお、令和5年1月に岡村前大使が同副議長職を辞任後、我が国として新美・経済協力開発機構(OECD)日本政府代表部特命全権大使を同副議長職に推薦して、令和5年3月に同副議長職に就任することが決定された。また、国際エネルギー市場の緊張緩和・安定化に向けて4月に臨時閣僚会合が実施され、石油の協調備蓄放出が合意された。また、9月及び令和5年1月のビロル事務局長による岸田総理大臣の表敬、9月の同事務局長と林外務大臣との会談、5月の同事務局長と小田原外務副大臣のオンライン会談、9月及び令和5年2月の同事務局長と高木政務官の会談等の機会や実務レベルでの日常の連携を通じて、エネルギー情勢にかかる意見交換や令和5年度に実施されるG7広島サミットへのIEAとの協力について意見交換を行った。また、インドとの戦略的パートナーシップの進展や重要鉱物資源等の新たなマנדートについても、ハイレベル及び実務レベルで連携・協議を実施した。
 - (2) IEFについては、エネルギー危機の影響がある中で実施されたマドリード(スペイン)での執行情事会に日本は出席し、IEFの役割や産消対話の重要性について我が国の従来の立場を表明した。また、エネルギー消費国、産出国を含む加盟国と意見交換を行った。9月には高木外務大臣政務官がバリ(インドネシア)で開催されたG20エネルギー移行大臣会合の機会を捉えて、マクモニグルIEF事務局長との意見交換を行い、マクモニグル事務局長からは日本のIEFに対する貢献への謝意が述べられた。令和5年2月には、マクモニグル事務局長が来日した機会を捉えて、高木外務大臣政務官、小野外務審議官との間でエネルギー情勢やG7に関する意見交換を行い、エネルギー市場の安定に向けて連携を一層強化することで合意した。
 - (3) ECTについては、近代化交渉に積極的に参加し、その結果、6月に、ブリュッセル(ベルギー)において開催された臨時エネルギー憲章会議において、近代化交渉の実質合意がなされた。また、11月にオンラインで開催されたエネルギー憲章会議第33回会合等の各種会合にも出席して、近代化されたECTの早期の採択に向けて事務局及び関係国・機関と連携した。
 - (4) IRENAについては、5月の第23回理事会に、小田原外務副大臣がオンラインで参加し、ウクライナ危機は改めてエネルギー安全保障とエネルギー移行の両立の重要性を認識させたと述べつつ、再生可能エネルギーを主としたエネルギーシステムは、気候変動対策だけでなく、エネルギー安全保障の向上にも役立つ旨述べた。また、令和5年1月の第13回総会には高木外務大臣政務官が出席し、持続可能なサプライチェーン全体の脱炭素化を実現するための再生可能エネルギーの普及に向けて、GHG排出量のライフサイクル評価の重要性、再生可能エネルギー機器の廃棄の問題、重要鉱物のサプライチェーン強靱化の必要性、環境、社会、ガバナンス(ESG)等の公正で実効的なルール作りの必要性について言及し、こうした課題解決に対してIRENAの役割に期待したい旨述べた。また、ラカメラ事務局長が来日した機会及びG20エネルギー移行大臣会合などの機会を捉えて、ラカメラ事務局長とのハイレベルとの意見交換を計5回(小田原外務副大臣：4月及び5月、山田外務副大臣：9月、高木外務大臣政務官：9月及び令和5年1月)実施し、緊密に連携し、日・IRENA関係の

一層の強化を図った。

- (5) G 7、G 20、APEC 等における議論や各種協力においても、我が国のエネルギー政策上の立場を首脳会合・閣僚会合等の成果文書や当該フォーラムの今後の活動方針等に反映させるとともに、各国・エコノミーからの出席閣僚やエネルギー専門家に対し発信することができた。特にG 7については、令和5年度のG 7広島サミットに向けたエネルギーに関する議論をリードするために、G 7各国及び関係国際機関との公式及び非公式会合を実施して、我が国の立場を反映しつつ、各国の意見を集約できるように議論をリードした。また、9月にバリ（インドネシア）で実施されたG 20エネルギー移行大臣会合には、高木外務大臣政務官が出席した。高木大臣政務官は、同会合において、エネルギー価格の高騰により、エネルギー・アクセスの確保が喫緊の課題となっており、廉価なエネルギーへのアクセスはベーシックヒューマンニーズである旨述べ、人の単位で、ひとりひとりにエネルギーが行き渡るべきであり、エネルギー安全保障の確保をエネルギー移行の加速化の基盤としていくことが重要である旨強調するなど、エネルギー安全保障をめぐる我が国の立場を発信した。
- 2 新型コロナウイルスの感染状況等を考慮し、12月に在外公館戦略会議をハイブリッド形式で開催し、約30公館を超えるエネルギー・鉱物資源専門官及び資源エネルギー庁関係者等60名程が参加した。露のウクライナ侵攻によるエネルギー価格の不安定化に関して在外公館からのエネルギー情勢の報告を踏まえて議論を行ったほか、米国国務省エネルギー資源局関係者から鉱物資源安全保障パートナーシップの意義に関する説明を得て重要鉱物のサプライチェーンのボトルネックと強靱化に向けた取組についての議論を行いエネルギー・鉱物資源を取り巻く厳しさを増す国際情勢において、今後、一層、日本の在外公館を最大限活用し、対策を検討していく必要性について、認識を共有した。
- 3 4月に、令和4年度アジア・エネルギー安全保障セミナー「地政学から考えるエネルギー転換期における天然ガス」（後援：一般社団法人日本経済団体連合会）をオンラインで開催し、主催者を代表して小田原外務副大臣が出席し、エネルギー・国際関係に携わる有識者等がパネリストとして登壇した（国内外から1,200名以上の参加登録があった）。参加者の間では、現実的で円滑なエネルギー転換を進めていく上で、天然ガスが脱炭素化の過渡期のエネルギー源として重要な役割を果たすということ、また、天然ガスを巡る動きが、国際関係の推移に密接に関連してくること、更には、エネルギー安全保障のリスクが顕在化している今こそ、エネルギー転換について有意義な取組を進めるチャンスでもある点で一致した。
- 4 福島県内の水素等の新エネルギー関連施設を対象とした在京外交団に対するスタディーツアーについては、11月に合計8か国（8名）の大使館から参加を得て対面で実施した。福島県内の様々なエネルギー関連施設の視察を通じて、特に東日本大震災以降の福島県の先進的な取組を紹介するとともに、ロシアによるウクライナ侵略によって生じたエネルギー危機を今後どのように乗り越えていくべきかについて、福島の取組も踏まえつつ、議論を深める機会とした。
- 5 原油価格高騰を受けた対応
コロナからの経済回復による需給ひっ迫で上昇基調にあった原油価格は、ロシアによるウクライナ侵略を受けて更に上昇した。これを受けて、エネルギー市場の安定化のため、4月には林外務大臣とアフマド・クウェート外相及びバドル・オマーン外相との会談、7月には林外務大臣とファイサル・サウジアラビア外相との会談、9月には岸田総理大臣とムハンマド・サウジアラビア皇太子及びムハンマド・アラブ首長国連邦大統領との会談などの産油国との間の首脳・閣僚レベルの累次の会談の機会に産油国に対する働きかけを行ったほか、在外公館や関係省庁を通じて様々なレベルで産油国に対する働きかけを行う等、首脳レベルを含む様々なチャンネルを通じ、政府一丸となって対応した。

令和5年度目標

令和5年内は、G 7の議長国としてエネルギー安全保障の議論をリードするとともに、関係国際機関や多国間の枠組み等における議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加・貢献する。また、令和6年にG 7議長国となるイタリアに対し、我が国の立場を然るべき打ち込み、議長国となった際には議論をサポートしていく。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、資源・エネルギーに関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の資源・エネルギー安全保障政策の立案・実施に活用する。

- (1) 国際エネルギー機関（IEA）については、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業、市場分析、非メンバー国との協力事業を支援する。また、非メンバー国であるインドとの「戦略的パートナーシップ」の協議の進展、新たにマנדートに加わった鉱物資源等を含む令和4年3月に開催された第28回閣僚理事会のフォローアップを行う。さらに、G 7広島

サミットでの成果について、IEA と適切にフォローアップしていく。

(2) 国際エネルギー・フォーラム (IEF) については、産油国・消費国の相互理解を深め、健全な世界経済の実現や需給の安定確保のための安定的かつ透明性のあるエネルギー市場促進を目指す。またその一環として市場の安定化や客観的なデータシステムである JODI (Joint Organization Data Initiative) の強化・活用を行う。

(3) エネルギー憲章条約 (ECT) については、近代化された ECT の可及的速やかな採択に向けて、関係国に対する働きかけ等を通じて、引き続き積極的な貢献を果たしていく。

(4) 国際再生可能エネルギー機関 (IRENA) については、再生可能エネルギーの普及促進、政策助言、途上国のキャパシティ・ビルディング (能力構築)、クリーン・エネルギー移行に必要な重要鉱物資源の強靱なサプライチェーンを構築するための取組などを中心とした活動を支援し、また、日本の持続的な再生可能エネルギー普及のための取組について発信することを通じて、日・IRENA 関係の維持・強化を図る。

(5) G 7、G 20、APEC 等における議論や各種協力についても、我が国が重視する点が反映されるよう関係省庁と連携しつつ積極的に議論に貢献する。

2 エネルギー・鉱物資源専門官制度については、昨今のエネルギー・鉱物資源情勢に係る地政学上の変化を踏まえ、より一層の資源の安定供給確保に向け、本省と在外公館、関係省庁との連携を更に強化しながら、同制度の活用を推進する。また、在外公館戦略会議の開催を通じて、同専門官との意見交換を通じて、政策方針のすりあわせを行う。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を全体として維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 3-2 我が国及び世界の食料安全保障の強化

中期目標 (一年度)

関係する国際機関や多国間の枠組み等での議論に積極的かつ主体的に参加・貢献するとともに、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、我が国及び世界の食料安全保障の維持・強化を図る。

令和 3 年度目標

1 国連食糧農業機関 (FAO)、国際穀物理事会 (IGC)、国際コーヒー機関 (ICO) 等の関係する国際機関や、G 7、G 20、APEC 等の多国間の枠組み等での議論や各種協力を積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、食料・農業に関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の食料安全保障政策に反映する。

特に FAO については、我が国が世界第 3 位の分担金拠出国であることも踏まえ、日・FAO 関係の抜本的強化を引き続き進める。我が国が重視する分野や取組について FAO に働きかけを行うとともに、日本人職員の増強等を中心に取り組む。

2 食料・農業関係の外部関係者との意見交換等を通じて、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化する。

施策の進捗状況・実績

1 (1) FAO

理事会及び各種委員会に積極的に参加し、世界の食料安全保障のための議論に貢献した。特に FAO の組織運営やガバナンス体制の強化に注視し、我が国として認識している課題に対して積極的な問題提起や改善提案を行った。理事会 (4 月、6 月、11 月開催) 及び各種委員会への出席等を通じて、FAO の政策立案や組織運営に積極的かつ主体的に参加するとともに、FAO が令和 4~12 (2022-2030) 年の戦略的枠組みとして掲げる「科学イノベーション戦略」においては、我が国として「知的財産権の保護及びデータプロテクション」の重要性を継続的に主張した。令和元年の事務局長選挙時の不透明な運営を始めとした FAO のガバナンス問題を認識しており、投票行動規範の作成を継続して主張する等ルールメイキングプロセスに関与するとともに、公平で、透明性のある組織運営を事務局に求めた。また、主要な委員会である財政委員会委員を継続的に確保しており、予算・組織運営事項の審議に貢献した。

FAO との関係強化において、令和 3 年度の任意拠出金として約 3 億円を確保し、脆弱な地域への

食料関連の支援を行った。また、令和4年2月、林外務大臣はFAO駐日連絡事務所長の表敬を受け、世界及び日本の食料安全保障の強化に向けて、引き続き緊密に連携していくことを確認した。加えて、10月に行われたFAO駐日連絡事務所「世界食料デー」のイベントへの後援、外務省幹部の出席を通じて、日本国内におけるFAOの活動や成果の認知拡大を行い、邦人職員の増強の取組も継続した。

(2) IGC

理事会を始めとする会合において、加盟国間の議論に積極的かつ主体的に参加するとともに、国際穀物規約の延長(令和5年6月30日まで)及び事務局長の任期延長への対応を行った。さらに、各国食料政策や穀物価格等に関するIGCの中立的調査分析情報を活用し、令和4年2月のロシアによるウクライナ侵略に起因した食料価格の高騰等、食料安全保障への影響にかかる政策分野等に反映した。

(3) ICO

輸入依存度が高い国際商品であるコーヒーの我が国への安定供給を図るため、理事会を始めとする会合及び国際コーヒー協定改正協議に積極的かつ主体的に参加するとともに、ICO事務局長選挙への対応により、国際ルールメイキングプロセスに貢献した。ICOの取組に対し、令和3年4月～令和4年3月で計24回開催された協定改正ワーキンググループ会合及び起草グループ会合を通じて、コーヒーの安定供給に向けた我が国の立場を反映するべく働きかけを継続して行った。

(4) 6月、イタリア(バーリ、マテラ及び布林ディジ)にてG20外務・開発大臣会合が開催され、茂木外務大臣が出席し、「食料安全保障、栄養及び食料システムに関するマテラ宣言」が発出された。茂木外務大臣からは、世界の飢餓人口が増加する一方で、これを養える量の食料が廃棄されている現状を指摘しつつ、かかる食料をめぐる格差を埋め、飢餓のない世界を実現するためには、①イノベーションの促進による農業生産性向上、②強靱な流通網の整備、③円滑な国際貿易の実現、に焦点を当てた取組が重要である旨指摘した。

(5) 9月には「国連食料システムサミット」がオンラインで開催され、菅義偉内閣総理大臣がビデオ・メッセージの形式で出席した。本サミットは、食料の生産や流通、消費などの一連の過程からなる「食料システム」の変革を通じた、新型コロナウイルス感染症拡大の影響からの回復及び令和12(2030)年までのSDGs達成を目的として、グテーレス国連事務総長の呼びかけにより初めて開催された。

菅総理大臣は、我が国は、①イノベーションやデジタル化の推進及び科学技術の活用による生産性の向上と持続可能性の両立、②恣意的な科学的根拠に基づかない輸出入規制の抑制を含む自由で公正な貿易の維持・強化、③各国・地域の気候風土や食文化を踏まえたアプローチの3点を重視しながら、世界のより良い「食料システム」の構築に向けて取り組んでいく旨発言した。

2 令和4年3月には、小田原副大臣の出席の下、食料安全保障シンポジウム「ロシアのウクライナ侵略から見る日本と世界の食料安全保障」をオンライン形式で開催した。同シンポジウムは、世界的な穀物生産地であるロシアとウクライナの情勢が食料問題に与える多面的な影響に焦点を当て、様々な分野のパネリストとの議論を通じ、世界と日本の食料安全保障への理解を深めることを目的とし、在京大使館、政府関係者、企業関係者、大学関係者、報道関係者等、国内外から約380名の参加があった。小田原副大臣の開会挨拶、FAO本部マキシモ・トレロチーフエコノミスト及び資源・食糧問題研究所から柴田明夫代表による基調講演が行われ、ウクライナ情勢を受けて明らかとなった食料安全保障上の課題を説明した上で、日本や世界が取るべき政策、中長期的な戦略の必要性等の提言が述べられた。

また、パネル・ディスカッションを通して、ウクライナ情勢が地政学的な観点から食料安全保障に与える影響や必要な外交政策やビジネス界や消費者の観点から、社会や日常生活で身近に顕在化している食料安全保障への影響について意見を交わした。

令和4年度目標

1 国連食糧農業機関(FAO)、国際穀物理事会(IGC)等の関係する国際機関や、G7、G20、APEC等の多国間の枠組み等での議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、食料・農業に関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の食料安全保障政策に反映する。

特にFAOについては、我が国が世界第3位の分担金拠出国であることも踏まえ、日・FAO関係の抜本的強化を引き続き進める。我が国が重視する分野や取組についてFAOに働きかけを行うとともに、日本人職員の増強等を中心に取り組む。

2 食料・農業関係の外部関係者との意見交換等を通じて、重点国・地域や市場・リスク動向に関す

る情報収集・分析を強化するとともに食料安全保障に関する現状と今後の見通しなどについての資料をまとめ、省内及び関係在外公館向けに情報発信を行う。また、セミナーやシンポジウムなどをおして日本及び世界における食料安全保障の重要性の啓蒙、また理解を深める機会を提供する。

3 食料安全保障に係る包括的且つ多面的なリスクを認識し、リスクに備える政策立案及び課題解決のための方針立案に資する考察と評価を作成する。具体的には長期化する新型コロナウイルスからの経済回復、また、令和4年2月下旬のロシアのウクライナ侵略による食料安全保障への影響も考慮していく。また、FAOを通じたウクライナ及び周辺諸国への農業生産回復等を支援する。

施策の進捗状況・実績

1 FAO、IGC等の関係する国際機関や、G7、G20、APEC等の多国間の枠組み

(1) FAO

理事会（4月、6月、12月開催）及び各種委員会への出席等を通じて、FAOの政策立案や組織運営に積極的且つ主体的に参加し、世界の食料安全保障のための議論に貢献した。特にFAOの組織運営やガバナンス体制の強化に注視し、我が国として認識している課題に対して積極的な問題提起や改善提案を行った。会合では令和4年2月に開始された、ロシアによるウクライナ侵略が世界の食料安全保障に与える影響に懸念を示しつつ、FAOがウクライナや中東・アフリカにおける農業・食料支援において主導的な役割を果たすことの重要性を継続的に主張した。また、主要な委員会である財政委員会委員を継続的に確保し、予算・組織運営事項の審議に貢献した。

FAOとの関係強化において、令和4年度の任意拠出金として約31.8億円を確保し、特にロシアによるウクライナ侵略によって影響を受けた脆弱な地域への食料関連の支援を行った。また、9月には、ローマのFAO本部において、第5回日・FAO年次戦略協議を開催した。現下の世界的な食料危機への対処におけるFAOの役割と日本の貢献などについて意見交換を行い、FAOからは、日本がロシアによるウクライナ侵略以降、FAOを通じて実施しているウクライナ国内の農業生産回復プロジェクトや穀物輸出促進のための穀物貯蔵能力の拡大支援プロジェクトについて、日本からの支援への感謝が述べられた。また、FAO邦人職員の増加に向け、具体的なアクションプランを含む共同の取組の実施に向けて継続して検討を進めることに合意した。

(2) IGC

理事会を始めとする会合において、加盟国間の議論に積極的かつ主体的に参加するとともに、各国食料政策や穀物価格等に関するIGCの中立的調査分析情報を活用し、ロシアによるウクライナ侵略に起因した食料価格の高騰等、食料安全保障への影響にかかる政策分野等に反映した。

また、食料安全保障の強化への一層の貢献等を期待し、令和4年度補正予算を活用してIGCに対し約1.5百万英ポンドの任意拠出を行い、IGCの政策立案等に資するデータ整備事業や食料危機に備えた生産国・消費国間の対話等の取組等を支援した。

(3) ICO

輸入依存度が高い国際商品であるコーヒーの我が国への安定供給を図るため、理事会を始めとする会合及び国際コーヒー協定改正協議に積極的かつ主体的に参加し、コーヒーに関する需給状況等の国際情勢について情報収集を行うとともに、国際ルールメイキングプロセスに貢献した。

また、令和4年の国際コーヒー協定に、コーヒーの安定的輸入の確保等に向けて我が国の立場を反映するべく、継続して働きかけを行った。同協定は、6月の理事会で採択され、我が国は令和5年2月に同協定への署名を行った。

(4) G7、G20等の多国間の枠組み

ア 5月、ドイツにおいてG7外相会合が開催され、会合には、林外務大臣を含むG7各国の外相及びEU外務・安全保障上級代表が出席し、成果文書「ロシアによるウクライナに対する侵略戦争が世界の食料安全保障に及ぼす影響に関するG7外相のコミットメント」を発出した。林外務大臣から、食料安全保障上、侵略の影響を受ける国々への実質的な支援・協力が重要であると指摘し、食料等の課題への対応におけるG7の連携を呼びかけた。G7として、食料価格の高騰と人道支援ニーズの拡大の中、全ての人々の食料やエネルギーへのアクセス確保の取組を支援する決意を共有した。

イ 5月、ニューヨーク（米国）の国連本部で開催された米國務長官を議長とした「グローバルな食料安全保障のための行動要請に関する閣僚会合」に小田原外務副大臣が出席した。小田原外務副大臣からは、ロシアによるウクライナ侵略がウクライナにおける食料生産や流通に重大な支障を生じさせ、世界の人々への食料の安定供給を阻害し、人道上の危機を生んでいると述べ、この危機は決して国際社会による対ロシア制裁によるものではないことを強調した。我が国としては、食料安全保障の危機に対処するための緊急の課題として、(ア)ウクライナ産食料の国際的な流通

を回復させること、(イ) 農業の生産力の向上と肥料の効率的な使用を促進すること、(ウ) 不当な輸出規制や過剰な備蓄を避けることの3点が持続可能な食料システムの構築に重要であると述べ、本会合の参加国と今後一層連携・協力して行くことにコミットした。

ウ 6月、林外務大臣は、令和4年のG7議長国であるドイツの外務大臣、経済協力・開発大臣、農業・食料大臣が主催する「グローバルな食料安全保障に向けた結束のための閣僚会合」にオンラインで出席した。G7を含む主要なドナー国の関係閣僚、国際機関や今般の食料危機の影響を受けている国々の代表等が出席した同会合で、林外務大臣からは、(ア) ロシアによるウクライナ侵略が、ウクライナの食料生産や流通に重大な支障を生じさせ、人道上の危機を生んでいる現状に懸念を示すとともに、国際社会による対ロシア制裁は、現在の食料危機の原因ではない旨を指摘、(イ) 日本は、食料危機を受けてWFPやFAO等の国際機関を通じ、ウクライナや影響を受ける国への緊急人道支援や農業支援を行っているほか、更なる支援を検討しているところであり、影響を受ける国に寄り添った支援を行っていくこと、(ウ) ウクライナからの穀物輸出の本格的な再開が急務である旨述べ、国連による黒海ルートによる穀物輸出の再開の取組、及びEUによる「連帯レーン」に関する取組を支持した。日本としても、ウクライナからの穀物輸出を支援するために貢献していく考えを表明した。

エ 7月にバリ(インドネシア)にてG20外相会合が開催され、林外務大臣が出席した。林外務大臣は、エネルギーと食料の価格高騰は特に脆弱な国々に大きな影響を与えているとして、途上国等における状況に対して憂慮を表明した上で、今回の危機の原因はG7による制裁にあるとの主張は完全な偽りであると述べ、ロシアによるウクライナ侵略、特にロシアが黒海を封鎖し、ウクライナからの穀物輸出を止めていることが原因であり、G7による制裁は食料を対象としていないことを説明した。

オ 9月、国連総会に際しニューヨーク(米国)で開催された「グローバル食料安全保障サミット」に林外務大臣が出席した。会合では、ロシアのウクライナ侵略による食料価格の上昇や一部供給途絶など、世界的な食料安全保障への影響や課題を議論し、現下の食料危機の解決に向けた国際社会の取組の指針を検討した。日本にとって、喫緊の課題となっている世界的な食料不安に対し、国際社会と緊密に連携・協力して取り組んでいくことを確認する機会となった。

2 食料・農業関係外部関係者との意見交換及び食料安全保障の重要性の啓発等

(1) 国内外の食料安全保障や食料・農業政策、肥料の分野の研究者、アナリスト、業界団体、民間企業及び国際機関とのミーティングをそれぞれ実施し、積極的な情報交換を行った。

(2) 10月、林外務大臣はオンラインで開催されたFAO主催「2022年世界食料デーイベント 誰一人取り残さない。より良い生産、より良い栄養、より良い環境、より良い生活」にビデオ・メッセージで参加し、冒頭挨拶を行った。本イベントは、10月16日の「世界食料デー」を記念して開催され、食料安全保障を巡る様々な世界規模の課題に直面する中、持続可能な未来を創造するために、世界及び日本の食料システムの変革に焦点を当て、世界中の人々が手を取り合って行動することの重要性について意見交換が行われた。林外務大臣は冒頭挨拶で、昨今の世界情勢を受けて複雑化・不安定化した食料安全保障の確保に取り組むにあたっては、「人間一人ひとり」に着目したアプローチを取ることが重要であると述べ、世界の食料安全保障に資する日本のこれまでの支援を紹介するとともに、廉価で安全な、栄養のある食料を一人ひとりに届けることを目指し、強靱な食料安全保障の確立に向けて、国際社会と今後一層緊密に連携・協力していく旨を表明した。

3 リスクに備える政策立案及び課題解決のための取組

(1) 食料の生産、備蓄、流通及び取引などに関する国際機関のデータを集約・可視化して、実際に起きていることを客観的に示し、広く情報共有する枠組みを構築するため、FAO、G20農産物市場情報システム(AMIS)及びIGCといった国際機関のデータ集約に関する機能の拡充、また中立・公正な統計情報や調査データの整備、収集能力を強化するための予算を確保し、リスクに備える政策立案及び課題解決と回復のための方針立案に資するデータ基盤の構築を行った。

(2) 4月、ウクライナ国内における農業生産の早期回復のための種子・肥料等の緊急人道支援として、300万ドルの支援を決定した。7月には、ウクライナの穀物輸出サプライチェーンの回復を目的として、1,700万ドルの追加支援を実施し、ロシアの侵略によるウクライナの穀物輸出の途絶に起因する貯蔵庫不足への緊急的な対応として、ウクライナ国内の穀物貯蔵能力の拡大するための資機材を提供し、代替輸出ルート上の検疫所の機能向上支援を行った。さらに、令和5年3月には、小麦を含む穀物の主要生産国であるウクライナで長引く紛争により、特に小規模農家の生産量及び収益の低下が危惧されていることから、ウクライナ東部の小規模農家の作付けに必要な小麦等の種子配布支援に500万ドルの緊急支援を行った。

令和5年度目標

G7の議長国として食料安全保障の議論をリードするとともに、グローバルな食料安全保障に関するイニシアティブや会合へ積極的な関与を行う。

1 食料・栄養及びウクライナ農業復興支援

急性食料不安に直面する人口が過去最大を更新する中、G7が結束して、特に途上国を念頭に、飢餓、食料不安を含む人道危機に直面する人々への食料関連支援（食料・栄養支援及び生産能力強化支援）で実効性のある行動を示す。また、世界の食料供給不足を緩和するために、ウクライナにおける農業や農産物輸出の復興に向けた具体的な行動を示す。

2 生産国と消費国との対話強化と危機における行動様式の確立

(1) 有事における食料危機等の発生を念頭に置き、生産国／輸出国と消費国／輸入国の官民の様々な関係者を交えた産消対話を実施し、恣意的な輸出規制や過剰な備蓄の防止など、いかなる状況においても世界規模で安定した食料供給を確保していくための指針と行動を示す。

(2) 国際機関によるデータ解析と産消対話での議論を通じた食料のグローバル・サプライチェーンのボトルネックの分析

3 国際機関の中立・公正な統計情報の更なる活用と強化

ロシアのウクライナ侵略など、これまで想定されなかった事態において、食料不安の懸念解消と適切な対応（含む恣意的な措置や政治的利用の防止）を通じた市場の透明性の確保を目的に以下が必要であるとの一致した見解を示す。国連食糧農業機関（FAO）、国連世界食糧計画（WFP）、G20農産物市場情報システム（AMIS）及び国際穀物理事会（IGC）といった国際機関の中立・公正な統計情報や調査データを集約する。港湾や船舶情報などロジスティックに関する情報などにも対象範囲を拡げて、必要なデータ整備・収集機能や分析能力を強化する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

世界の食料安全保障の危機は、新型コロナウイルス感染症のパンデミック、エネルギーや肥料価格の変動、気候変動、紛争などの複合的な要因によって顕在化していたところに、ロシアによるウクライナ侵略が状況を更に悪化させた。

G7の議長国として、現下の食料危機に対応するため、ウクライナ及び紛争によって影響を受けた地域における人道支援の必要性、また、より強靱で持続可能かつ包摂的な農業・食料システムを構築するため、G7を始めとした国際社会と緊密に協力して取り組むことを年度目標に追加した。

測定指標3-3 海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確保

中期目標（--年度）

世界有数の漁業国及び水産物輸出国として、多国間漁業交渉を通じ、海洋生物資源の適切な保存管理と、我が国の消費者への安定的な水産物供給を確保する。また、海洋生物資源の持続可能な利用を支持する国と協力し、国際機関と連携しながら、科学的根拠に基づく鯨類の資源管理を継続していく。

令和3年度目標

1 各地域漁業管理機関（RFMO）の年次総会等での議論において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、科学的知見に基づき議論を主導し、我が国の利益に沿った保存管理措置が採択されるよう努める。特に、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）においては大西洋クロマグロ、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）においては太平洋クロマグロ、北太平洋漁業委員会（NPFC）においてはサンマに関する、漁獲上限を含む保存管理措置に、我が国の立場が反映されるよう努める。

2 捕鯨を持続可能な形で実施すべく、国際捕鯨委員会（IWC）にオブザーバーとして参加する等、国際機関と連携しながら、科学的根拠に基づく鯨類の資源管理に貢献していく。また、捕鯨に関する国際社会の論調を把握しつつ、日本の捕鯨政策を丁寧に説明して理解を求め、鯨類を含む水棲生物資源の持続可能な利用という我が国の立場を共有する国々との連携強化を図る。

3 ニホンウナギを含むウナギ類について、国際的な管理体制の構築を目指し、中国、韓国、台湾等と資源管理のための協議を実施し、このような取組への国際社会の理解を確保する。

4 違法・無報告・無規制（IUU）漁業について、違法漁業防止寄港国措置協定（PSMA）の未締結国への締結の働きかけ、RFMOでのIUU漁船リスト作成など、多国間での協力を推進し、IUU漁業対策に積極的に取り組む。中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定について、未締結国に対して早期の参加・締結を呼び掛けるとともに、発効後に備えた署名国による会合に参加し、積極的に議論に貢献していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 大西洋クロマグロについては、11月の大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）の年次会合における議論に積極的に参加し、科学的根拠に基づいた総漁獲量（TAC）の増加を始めとした資源管理措置の策定に貢献した。太平洋クロマグロについては、12月の中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の年次会合において、日本から、科学的知見を踏まえて漁獲枠の増枠を提案し、議論を主導した結果、大型魚の漁獲枠を15%増枠する措置が採択された。サンマについては、令和2年度の北太平洋漁業委員会（NPFC）の年次会合で漁獲枠40%削減措置が合意されたが、令和3年度の漁期でサンマの漁獲量が過去最低を記録し、引き続き資源管理策の拡充が急務となっている状況を踏まえ、次回会合に向けてサンマの保存管理措置を更に強化するための方策について検討を行った。このほか、南東大西洋漁業機関（SEAFO）、南インド洋漁業協定（SIOFA）、南極の海洋生物資源の保存に関する委員会（CCAMLR）の年次会合等に参加し、我が国の立場が反映されるよう、積極的に議論に貢献した。
- 2 令和元（2019）年に再開した捕鯨について、令和3年度も、日本の方針を関係国に対して丁寧に説明し理解を求めるとともに、当該方針に基づいて、国際的な資源管理に貢献した結果、国際世論の反応は落ち着いたものとなっている。4月から5月にかけてオンラインで開催されたIWC科学委員会にオブザーバーとして参加し、日本が実施した科学調査の結果や分析、商業捕鯨による捕獲情報などを提供した。また、IWCとの共同目視調査（IWC-POWER）への支援や北大西洋海産哺乳動物委員会（NAMMCO）への情報提供を行った。これらの取組を通じ、国際機関と連携しながら、国際的な海洋生物資源管理に貢献した。
- 3 ニホンウナギについては、7月の日本主導の非公式協議において、シラスウナギの養殖池への池入れ上限の設定や、科学者会合の定期的開催を、韓国及び台湾と共に確認した。
- 4 違法・無報告・無規制（IUU）漁業との闘いを推進するため、我が国はRFMOでのIUU漁船リスト作成に関する議論など、多国間での協力を推進した。IUU漁業対策への国際的取組を強化すべく関係国に対して働きかけを行い、G7、G20、APEC、東アジアサミットの首脳レベルの成果文書や、5月の第27回日EU定期首脳協議の共同声明においてIUU漁業対策の重要性を確認した。また、違法漁業防止寄港国措置協定（PSMA）への加入を促すべく、第76回国連総会における「持続可能な漁業決議」の採択を始めとした多国間協議の場を通じ、未締結国に対して同協定の締結を働きかけた。中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定については、5月に全署名国・地域が批准書等の寄託を了し、6月に協定が発効した。発効後は、手続規則の作成に向けた議論に積極的に参加し、我が国の立場が手続規則に反映されるよう努めた。

令和4年度目標

- 1 各地域漁業管理機関（RFMO）の年次総会等での議論において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、科学的知見に基づき議論を主導し、我が国の利益に沿った保存管理措置が採択されるよう努める。特に、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）においては大西洋クロマグロ、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）においては太平洋クロマグロ、北太平洋漁業委員会（NPFC）においてはサンマに関する、漁獲上限を含む保存管理措置に、我が国の立場が反映されるよう努める。
- 2 捕鯨を持続可能な形で実施すべく、国際捕鯨委員会（IWC）にオブザーバーとして参加する等、国際機関と連携しながら、科学的根拠に基づく鯨類の資源管理に貢献していく。また、捕鯨に関する海外の動きを把握しつつ、日本の捕鯨政策を丁寧に説明して理解を求め、鯨類を含む水棲生物資源の持続可能な利用という我が国の立場を共有する国々との連携強化を図る。
- 3 ニホンウナギを含むウナギ類について、国際的な管理体制の構築を目指し、中国、韓国、台湾等と資源管理のための協議を実施し、このような取組への国際社会の理解を確保する。
- 4 違法・無報告・無規制（IUU）漁業について、違法漁業防止寄港国措置協定（PSMA）の未締結国への締結の働きかけ、RFMOでのIUU漁船リスト作成など、多国間での協力を推進し、IUU漁業対策に積極的に取り組む。中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定について、協定に従って開かれる会合に参加し、積極的に議論に貢献していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 大西洋クロマグロについては、11月の大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）の年次会合における資源管理措置の策定にかかる議論に積極的に貢献した。近年の資源量回復を受けて、大西洋東水域の総漁獲量（TAC）は12.7%の増加が認められ、大西洋西水域のTACも前年の水準が維持された。太平洋クロマグロについては、令和3年12月の中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）において漁獲枠の増加が認められたものの、その資源量は依然初期資源量の10%程度と低い水準に留まって

おり、7月に開催されたWCPFC北小委員会及び12月に開催された同年次会合において、日本は、太平洋クロマグロの資源管理の議論を主導してきた立場から、引き続き資源の早期回復に向けて、合意された保存管理措置を着実に実施し、関係国と漁獲の管理の取り組みを進めていくことを議論した。さらに、カツオや北太平洋メカジキの資源量の減少に歯止めをかけるための漁獲制限ルールが合意された。サンマについては、令和4年度の漁期でサンマの漁獲量が過去最低を記録し、引き続き資源管理策の拡充が急務となっている状況を踏まえ、令和5年3月に開催された北太平洋漁業委員会(NPFC)の第7回年次会合において、日本が議論を主導し、NPFC条約水域(公海)における漁獲枠の更なる削減措置(現行の19万8千トンから15万トン)に加え、漁獲上限以外の措置としては初となる漁獲努力量の削減措置(禁漁期間の設定及び操業隻数の削減)が合意された。この他、みなみまぐろ保存委員会(CCSBT)、北西大西洋漁業機関(NAFO)、南インド洋漁業協定(SIOFA)、南極の海洋生物資源の保存に関する委員会(CCAMLR)の年次会合等に参加し、日本の立場が反映されるよう、積極的に議論に貢献した。

- 2 令和元(2019)年に再開した商業捕鯨について、令和4年度も、国際機関と連携しながら、国際的な資源管理に貢献した。国際捕鯨委員会(IWC)と共同で資源調査(IWC-POWER)を実施したことに加え、オブザーバーとして総会(10月)や科学委員会(4月)に出席しつつ、科学調査の成果や科学的知見を共有した。加えて、北大西洋海産哺乳動物委員会(NAMMCO)総会(3月)等への出席を通じ、鯨類を含む海洋生物資源の持続的利用支持国との連携強化を図った。また、関係国への丁寧な説明の結果、我が国の商業捕鯨に対する国際世論の反応は落ち着いたものとなっている。
- 3 ニホンウナギについては、4月、ウナギに関する第1回科学者会合が日本主導の下で開催され、ウナギ類の資源管理に関する科学的知見が共有された。また、5月から7月にかけて、日本が主導した非公式協議において、日本、韓国、中国及び台湾の間で、シラスウナギの養殖池への池入れ上限の設定や、ニホンウナギの共同研究に関する協力を促進することなどについて、議論及び確認が行われた。なお、中国の同非公式協議への参加は8年ぶりとなった。
- 4 違法・無報告・無規制(IUU)漁業との闘いを推進するため、日本はRFMOでのIUU漁船リスト作成に関する議論など、多国間での協力を積極的に推進した。IUU漁業対策への国際的取組を強化すべく関係国に対して働きかけを行い、G7、G20、APEC、TICAD8及び東アジアサミットの首脳レベルの成果文書、令和5年に議長を務めるG7広島サミットに向けたプロセスにおいてIUU漁業対策の重要性をアピールした。また、違法漁業防止寄港国措置協定(PSMA)への加入を促すべく、第77回国連総会における「持続可能な漁業決議」の採択を始めとした多国間協議の場を通じ、未締結国に対して同協定の締結を働きかけた。さらに、6月にポルトガルで開催された第2回国連海洋会議に三宅外務大臣政務官が参加し、IUU漁業対策を含む日本の持続可能な漁業のための取り組みについてスピーチを行った他、10月に開催された東京サステナブル・シーフード・サミット2022に高木外務大臣政務官が参加し、我が国のIUU漁業対策に関する講演を行うなど、IUU漁業対策の重要性の国内外への発信にも積極的に取り組んだ。中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定(CAOPA)については、11月に第1回締約国会合が開催され、手続規則の作成のための議論等に積極的に参加し、我が国の立場が手続規則に反映されるよう努めた。

令和5年度目標

- 1 各地域漁業管理機関(RFMO)の年次会合等での議論において、日本の立場に対する理解と支持を確保しつつ、科学的知見に基づき議論を主導し、我が国の利益に沿った保存管理措置が採択されるよう努める。特に、大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)においては大西洋クロマグロ、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)においては太平洋クロマグロ、北太平洋漁業委員会(NPFC)においてはサンマに関する漁獲上限を含む保存管理措置に、日本の立場が反映されるよう努める。
- 2 捕鯨を持続可能な形で実施すべく、国際捕鯨委員会(IWC)にオブザーバーとして参加する等、国際機関と連携しながら、科学的根拠に基づく鯨類の資源管理に貢献していく。また、捕鯨に関する国際社会の論調を把握しつつ、日本の捕鯨政策を丁寧に説明して理解を求め、鯨類を含む水棲生物資源の持続的利用という我が国の立場を共有する国々との連携強化を図る。
- 3 ニホンウナギを含むウナギ類について、国際的な管理体制の構築を目指し、中国、韓国、台湾等と資源管理のための協議を実施し、このような取組への国際社会の理解を確保する。
- 4 違法・無報告・無規制(IUU)漁業について、違法漁業防止寄港国措置協定(PSMA)の未締結国への締結の働きかけ、RFMOでのIUU漁船リスト作成など、多国間での協力を推進し、IUU漁業対策に積極的に取り組む。中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定(CAOPA)について、協定に従って開かれる会合に参加し、積極的に議論に貢献していく。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由 引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

参考指標 1：資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への出席件数			
	実績値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	57	75	130

参考指標 2：地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数			
(注) 捕鯨に関する会議・協議への出席件数も含む	実績値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	18	17	18

達成手段

達成手段名 (注)	予算額等(予算手段。単位：百万円)／概要(非予算手段)				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 (執行額)	令和3年度 予算額計 (執行額)	令和4年度 予算額計 (執行額)	令和5年度 当初予算額		
①資源問題への対応	4.4 (0.1)	4 (0)	3.9 (0)	1.6	3-1	
②国際機関や多国間の取組等を通じた、我が国及び世界の食料安全保障の確保・強化	国際連合食糧農業機関(FAO)、国際穀物理事会(IGC)、国際コーヒー機関(ICO)等を通じ、食料安全保障に関する意見交換、情報収集及び提供、食料生産国との関係の維持・強化、途上国支援等を進める。また、FAO及びその他の「責任ある農業投資」の関係国際機関における議論やそれらの機関が実施するプロジェクト等により、世界の食料安全保障の確保・強化を図るとともに、我が国における食料の安定供給の確保に向けた政策立案等にかし、我が国への食料安定供給を確保・促進する。 これらの取組により、我が国及び世界の食料安全保障の強化に寄与する。				3-2	—
③海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進	地域漁業管理機関等の年次会合等へ出席し、科学的見地に基づいた捕鯨を含む海洋生物資源の持続可能な利用という我が国の基本的立場に対する理解と支持獲得に努める。 上記を通じ、各地域漁業管理機関等における漁業交渉を主導し、海洋生物資源の適切な利用及び保存管理と我が国権益の確保を図る。				3-3	—
④鯨類の持続可能な利用に関するセミナー	3 (0)	2.4 (0)	2.5 (0.7)	2.6	3-3	
⑤アジア・エネルギー安全保障セミナー	4.4 (1.9)	4.7 (1.9)	5 (5.6)	3.8	3-1	
⑥捕鯨問題に係る委託調査	3.2 (0)	3.2 (5)	6.8 (8)	7.6	3-3	
⑦在京外交団等による国内エネルギー関連施設視察	0.7 (0)	0.9 (0)	0.9 (1)	0.9	3-1	
⑧捕鯨問題に関する理解促進のための事業	3.8 (0)	3.8 (0)	3.9 (0)	4.6	3-3	

⑨アジア太平洋地域のIUU漁業対策に関する協議	1.4 (0)	1.1 (0)	3.9 (5.0)	4.7	3-3	
⑩日・FAO年次戦略協議及び日・FAO関係強化に要する経費	2.9 (0.9)	2.8 (1.9)	2.9 (0.2)	2.1	3-2	
⑪紛争解決に関する関係者との協議	37.2 (8.9)	36.4 (0)	24.9 (0)	20.3	3-3	
⑫食料安全保障に関するワークショップ開催に要する経費	1 (0)	0.7 (0)	0.7 (1.2)	0.7	3-2	
⑬国際連合食糧農業機関(FAO)分担金	4,533 (4,533)	4,455 (4,455)	4,567 (4,567)	5,433	3-2	
⑭経済協力開発機構国際エネルギー機関(IEA)分担金	361 (361)	355 (355)	375 (375)	389	3-1	
⑮エネルギー憲章条約(ECT)分担金	103 (103)	102 (102)	108 (108)	99	3-1	
⑯国際再生可能エネルギー機関(IRENA)分担金	25 (22)	21 (20)	21 (17)	27	3-1	
⑰国際穀物理事会(IGC)分担金	17 (17)	17 (16)	18 (17)	20	3-2	
⑱国際エネルギー・フォーラム事務局(IEF)拠出金	9 (9)	9 (9)	9 (9)	8	3-1	
⑲国際エネルギー・フォーラム事務局(IEF)(R4年度補正予算)	0 (0)	0 (0)	300 (300)	0 (0)	3-1	
⑳国際連合食糧農業機関(FAO)拠出金	1,875 (1,857)	332 (332)	3,177 (3,177)	0	3-2	
㉑経済協力開発機構国際エネルギー機関(IEA)拠出金	626 (626)	221 (221)	400 (400)	0	3-1	
㉒食料システムサミットに要する経費	—	20.4 (4)	0 (0)	6	3-2	
㉓重要鉱物資源の安定的確保に関する調査に必要な経費	—	—	6 (1.9)	0	3-1	
㉔鉱物資源安全保障パートナーシップ(MSP)に必要な経費	—	—	—	8	3-1	
㉕国際穀物理事会(IGC)拠出金	—	—	220 (220)	0	3-2	
㉖農産物市場情報システム(AMIS)拠出金	—	—	180 (180)	0	3-2	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 4 国際経済秩序形成への積極的参画等

施策の概要

- 1 G7サミットは、国際社会の直面する重要課題を首脳間で議論し、政策面での有効な協力を行っていく場として、また、G20サミットは、経済問題を中心に新興国を含む政策面での協力の場として、それぞれ重要な役割を果たしている。日本は両サミットの議論及び両サミットを通じた政策面での協力を積極的に参画、貢献する。同時に、地球規模課題の解決に向けた取組を強化し、日本にとって好ましい国際経済秩序を作る。
- 2 OECDの諸活動に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジア地域を始めとするOECD非加盟国との関係強化等の分野において引き続き我が国の考えを反映させていく。
- 3 APECの首脳会議、閣僚会議等を通じ、域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた議論や取組を進め、我が国にとって好ましい投資環境や貿易ルールを域内で形成していく。
- 4 国際博覧会の国内開催は、日本の魅力を世界に発信する絶好の機会となる。開催地のみならず、我が国各地を訪れる観光客が増大し、地域経済が活性化する「起爆剤」になることが期待される。2025年国際博覧会の大阪開催に向け準備に取り組んでいく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第203回国会所信表明演説（令和2年10月26日）
- ・第204回国会所信表明演説（令和3年1月18日）
- ・第205回国会所信表明演説（令和3年10月8日）
- ・第208回国会所信表明演説（令和4年1月17日）
- ・第210回国会所信表明演説（令和4年10月3日）
- ・第211回国会所信表明演説（令和5年1月23日）
- ・2025年に開催される国際博覧会（大阪・関西万博）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（令和2年12月21日 閣議決定）

測定指標 4-1 G7・G20サミットにおける我が国の貢献 *

中期目標（一年度）

G7及びG20サミットの成果に日本の考え方を反映させることを通じ、日本にとって望ましい国際秩序の形成に貢献する。

令和3年度目標

- 1 新型コロナからの「よりよい回復」に向け、これまで以上にG7としての結束が重視される中、英国議長国下のG7サミット（G7外相会合を含む）の成果に日本の考え方を最大限反映させることを通じ、国際社会の諸課題において、日本にとって望ましいポスト・コロナの国際秩序の形成に貢献する。
- 2 イタリア議長国下のG20サミットの成果に日本の考え方を最大限反映させることを通じ、国際社会の諸課題において、日本にとって望ましいポスト・コロナの国際秩序の形成に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 6月11日から13日まで、英国でG7コーンウォール・サミットが開催され、我が国から菅総理大臣が出席した。新型コロナの世界的拡大以後、初めて対面で開催されたG7サミットであり、G7として協力して新型コロナに打ち勝ち、より良い回復を成し遂げ、国際協調と多国間主義に基づき、民主的で開かれた経済と社会を推進することで一致した。議長国のジョンソン英国首相が掲げた「より良い回復」という全体テーマの下、G7首脳間で率直な議論が行われたほか、現下の新型コロナ対応を含む国際保健、気候・自然、開かれた社会に関する議論については、オーストリア国や国際機関からの参加も得た。三日間の議論の総括として、G7首脳コミュニケ及び附属文書等が発出された。菅総理大臣は、一部のセッションでリード・スピーカーを務めるなど、特に新型コロナ対策・国際保健、世界経済・自由貿易、気候変動、地域情勢といった重要課題について、積極的にG7の議論に貢献し、首脳間の率直な議論をリードした。

また、8月15日のカブール陥落を受け、アフガニスタン情勢に関して、8月19日のG7外務・開発大臣会合（茂木外務大臣出席）、同月24日のG7首脳テレビ会議（菅総理大臣出席）を急遽開催

し、議論を行い、国際社会が連携して、タリバーンに一致したメッセージを呼びかけていく重要性を確認した。

加えて、コーンウォール・サミットでの議論を踏まえ、12月3日にG7首脳は「インフラ及び投資に関するG7首脳声明」を発出し、開発途上国のインフラ需要を満たし、世界のより良い回復を図るため、G7としてインフラ投資に関する協力を強化していく決意を改めて表明し、今後の方針を示した。

G7英国議長下では、首脳会合に加えて閣僚会合も数多く行われ、このうちG7外務・開発大臣会合は5月3日から5日まで（於：英国・ロンドン、茂木外務大臣出席）と12月11日から12日まで（於：英国・リバプール、林外務大臣出席）の二度にわたり対面で開催された。北朝鮮、中国、ロシア、中東など、地域情勢について活発な議論が行われたほか、新型コロナ対応、女子教育、気候変動、人道危機などにおけるG7での連携を確認し、またメディアの自由、サイバー・ガバナンス、信教及び信条の自由などについても取り上げられた。12月の会合の一部にはASEAN諸国の外相も招待され、対面又はオンライン形式で参加し、G7とASEANとの協力についても議論された。

令和4（2022）年のドイツ議長国下では、2月24日にG7首脳テレビ会議が行われ、岸田総理大臣が出席した。会合後、ドイツ議長国下での優先事項全体に関するG7首脳声明に加え、同日に始まったロシアのウクライナ侵略を受け、「ロシア連邦軍によるウクライナ侵攻に関するG7首脳声明」が発出された。続く3月11日には、ロシアに対する制裁措置を中心とする内容のG7首脳声明が発出された。さらに、3月24日にはG7首脳会合（於：ベルギー・ブリュッセル）が行われ、岸田総理大臣が出席し、ウクライナ情勢に関する議論を行い、G7首脳声明が発出された。ウクライナ情勢をめぐるのは、外相を始めとする関係閣僚も累次にわたり会合の開催、声明の発出を行うなど機動的に対応している。こうした首脳・閣僚レベルの動きを含め、我が国はG7との間で極めて緊密に連携しながら、ロシアのウクライナ侵略を受けた対応を進めた。

2 10月30日及び31日、G20ローマ・サミットが開催され、我が国から岸田総理大臣がオンラインで出席した。同会合では、議長国イタリアが掲げた「人、地球、繁栄」という優先課題の下、国際保健、気候変動、開発などの重要課題について議論を行い、議論の総括としてG20ローマ首脳宣言が発出された。岸田総理大臣は、ワクチンの普及や将来の健康危機に備えることの重要性を指摘したほか、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）、質の高いインフラ投資及び開発金融の公正性・透明性に関して日本の考えを説明するとともに、先進各国による気候資金支援の重要性を強調し、首脳間の議論に貢献した。

また、6月28日から30日までイタリアにて開催されたG20外相及び開発大臣関連会合には、茂木外務大臣が出席し、多国間主義、アフリカ、食料安全保障、開発、人道支援などについて議論した。

加えてアフガニスタン情勢について、9月22日のG20臨時外相会合（於：米国・ニューヨーク 茂木外務大臣出席）、10月12日のG20首脳テレビ会議（岸田総理大臣出席）において議論を行った。

令和4年度目標

- 1 ドイツ議長国下のG7サミットやG7外相会合において、国際社会の主要諸課題に対して他のG7各国と連携して取り組み、日本にとって望ましい国際秩序の形成に貢献する。また、令和5年に日本が議長国を引き継いだ後は、同年日本で開催予定のG7サミットに向けて、G7の議論を主導する。
- 2 インドネシア議長国下のG20サミットにおいて、経済や開発等の諸課題に関する日本の考え方を発信しつつ、これら課題における協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和4年は、基本的価値や原則を共有するG7における政策協調がこれまで以上に緊密に行われた。6月26日から28日にかけてドイツ・エルマウにて開催されたG7エルマウ・サミットに岸田総理大臣が出席した。令和4年2月に発生したロシアによるウクライナ侵略により国際秩序の根幹が脅かされる中、このサミットでは、議長のショルツ・ドイツ首相が掲げた「公正な世界に向けた前進」という全体テーマの下、ロシアによるウクライナ侵略への対応に加え、物価対策を含む世界経済、インド太平洋などの地域情勢、気候変動、食料安全保障といった課題について、G7首脳間で率直な議論が行われた。例年どおり会議の一部に招待国・機関が参加したほか、ウクライナ情勢に関するセッションにはゼレンスキー・ウクライナ大統領がオンラインで参加した。岸田総理大臣は、ウクライナ情勢、世界経済、「自由で開かれたインド太平洋」や中国、北朝鮮を含む地域情勢、核軍縮・不拡散、気候・エネルギー、食料安全保障等について日本の考えを発信し、また、会議の締めくくりに当たり、次期G7議長国として、令和5年5月に広島でサミットを開催することを表

明した。岸田総理大臣は、世界が、ウクライナ侵略、大量破壊兵器の使用リスクの高まりという未曾有の危機に直面している中、令和5年のG7サミットでは、武力侵略も核兵器による脅しも国際秩序の転覆の試みも断固として拒否するというG7の意思を、歴史に残る重みを持って示したいと述べた。議論の総括として、G7首脳コミュニケ及び5つの個別声明が発出された。

また、令和4年のG7ドイツ議長国下では、首脳間の会合に加え、閣僚間の会合も数多く行われ、このうちG7外相会合は、令和4年だけでもオンラインを含めて11回開催された。5月12日から14日までヴァイセンハウス（ドイツ）と11月3日から4日までミュンスター（ドイツ）の2度にわたり開催された独立した対面会合では、ウクライナ、中国、北朝鮮、インド太平洋、中東などについて突っ込んだ意見交換が行われた。また、5月の会合では、新型コロナウイルスやインフラ開発、気候変動についてG7としての連携を確認したほか、11月の会合の一部には、ガーナ及びケニアの外相並びにアフリカ連合（AU）副委員長も招待され、アフリカ地域情勢についても議論された。

令和5年に入ってから、日本が議長国としてG7の取組を主導した。同年2月18日にミュンヘン（ドイツ）で開催された日本議長国下で初となる対面会合となったG7外相会合では、ウクライナ情勢を中心に議論が行われ、会合の後半にクレバ・ウクライナ外相が参加した。G7として法の支配に基づく国際秩序を堅持するというコミットメントを強調するとともに、公正かつ永続的な平和へのウクライナのコミットメントを歓迎し、そのためにウクライナと積極的に協力していくことで一致した。ロシアによるウクライナ侵略の開始から1年となる同年2月24日には、岸田総理大臣がG7首脳テレビ会議を主催し、ロシアによるウクライナ侵略への対応などにおけるG7の揺るぎない結束を改めて確認するとともに、G7首脳声明を発出した。

2 11月15日及び16日に開催されたG20バリ・サミットでは、議長国インドネシアが掲げた「共に回復し、より強く回復する」のテーマの下、食料・エネルギー安全保障、国際保健など、現下の国際社会の重要課題について議論が行われた。岸田総理大臣は、ロシアによるウクライナ侵略を強く非難し、ロシアによる核の脅しは断じて受け入れられず、ましてやその使用もあってはならないことを訴えた。さらに、令和5年のG7日本議長年を見据えつつ、これらの重要課題に関する日本の立場と取組を積極的に発信し、議論に貢献した。議論の総括として、G20バリ首脳宣言が発出され、ほとんどのG20メンバーがウクライナでの戦争を強く非難したことが記載され、G20として、核兵器の使用も、使用すると脅しを受け入れられないとのメッセージが明確に盛り込まれた。

7月7日及び8日に行われたG20外相会合には林外務大臣が出席し、ロシアによるウクライナ侵略が継続する中、多国間主義の在り方、食料やエネルギーの問題など、現下の国際情勢における重要課題について議論が行われた。

令和5年度目標

- 1 日本議長国下のG7首脳会合やG7外相会合において、国際社会の主要諸課題に対して他のG7各国と連携して取り組み、日本にとって望ましい国際環境の形成に貢献する。また、令和6年にイタリアに議長国を引き継いだ後は、同年イタリアで開催予定のG7サミット等に向けて、前議長国の立場からG7の議論を引き続き主導する。
- 2 インド議長国下のG20サミットにおいて、経済や開発等の諸課題に関する日本の考え方を発信しつつ、これら課題における協力を推進するとともに、G7広島サミットの成果をG20サミットにつなげる。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標4-2 OECDにおける我が国の貢献

中期目標（--年度）

OECDの各分野の委員会や事業に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジアを始めとする非加盟国との関係強化などの分野において、我が国の考えを反映させ、国際経済・社会分野でのルール策定を主導する。

令和3年度目標

- 1 令和3年OECD閣僚理事会において、デジタル化、貿易・投資、環境、質の高いインフラ等の分野に関し、日本にとって有効な提言・結論が出るよう、議論を積極的に主導する。
- 2 OECDの知見を活用し、我が国が強い結び付きを有する東南アジアの国内改革や地域統合を後押し

することも、望ましい国際経済社会の形成に大きく寄与するところ、東南アジア地域プログラム（SEARP）を引き続き推進していく。また、SEARP や国別プログラム等の支援を通じ、東南アジアの国々に対して将来的な OECD 加盟への関心を喚起する。

- 3 OECD における日本人職員の採用拡大に向けた取組を着実に実施し、全職員数に占める日本人職員（専門職以上）の割合の到達目標を、直近過去 5 年間の最高の水準（4.64%、JPO を含む）とする。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和 3 年の OECD 閣僚理事会は 2 回に分けて実施され、「共通の価値：グリーンで包摂的な未来の構築」をテーマに、第 1 部（5 月 31 日及び 6 月 1 日）はオンライン形式で議論が行われ、西村経済財政政策担当大臣及び鷲尾外務副大臣が参加した。第 2 部（10 月 5、6 日）は、同テーマにて、2 年ぶりに OECD 本部（パリ）で対面（一部参加者はオンライン）で開催され、岡村 OECD 代表部特命全権大使他が参加し、気候変動、国際課税、デジタル化、貿易など、経済分野で国際社会が直面する共通の課題について活発な議論が行われた。閣僚理事会の議論の成果として採択された第 2 部の「閣僚声明」は、DFFT（信頼性のある自由なデータ流通）の推進（個人データへのガバメント・アクセスに関する高次原則の策定の促進など）を通じたデジタル経済の前進へのコミット、「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」などを通じた質の高いインフラ投資への支援、WTO 改革や「G20 / OECD コーポレート・ガバナンス原則」の見直しの重要性など、日本の考えが多く反映されたものになった。
- 2 東南アジア地域からの将来的な OECD 加盟を後押しするため、令和 3 年度においても OECD 東南アジア地域プログラム（SEARP）を引き続き推進した。5 月には、SEARP 地域フォーラムがオンライン形式で開催され、鷲尾外務副大臣が参加した。令和 4 年 2 月には、韓国及びタイの共同議長国の下、閣僚会合が韓国のソウルにおいて、対面形式及びオンラインのハイブリッド形式で開催された。閣僚会合においては、林外務大臣がビデオ・メッセージを发出し、我が国の経験に基づいて OECD の活動の意義について強調するとともに、OECD が東南アジア諸国が直面する課題の解決、また ASEAN の地域統合の努力に貢献できると確信している旨発信した。同月、SEARP 閣僚会合の開催に先立ち、林外務大臣は、コマン OECD 事務総長とテレビ会談を行い、令和 6 年の日本の OECD 加盟 60 周年も見据え、日 OECD 関係を更に強化していくことで一致した。なお、東南アジア諸国が加入する OECD 法的文書は令和 3 年末時点で 59 に増加するとともに、マレーシアが BEPS（税源浸食及び利益移転）防止措置実施条約に批准するなどの進展が見られた。
- 3 新型コロナウイルスの影響により、OECD 本部から日本への採用ミッションの派遣は実施されなかったが、日本人職員の採用拡大に向けた取組の一つとして、OECD 東京センターが 11 月と 12 月に OECD 代表部と共催したオンライン・キャリアセミナーの開催を支援した。令和 3 年末時点の OECD 全職員数に占める日本人職員（専門職以上）の割合は、3.9%となっている。

令和 4 年度目標

- 1 通例年に一度開催される OECD の最も重要な会合である OECD 閣僚理事会における議論も踏まえ、OECD のルールやスタンダードの普及をさらに進めるべく積極的に議論を主導していく。また、令和 6（2024）年の日本の OECD 加盟 60 周年も見据え、日本と OECD との関係を更に強化する。
- 2 SEARP の活動を通じた OECD と同地域との関係強化に取り組み、東南アジア地域からの将来的な OECD 加盟を後押しすべく、引き続き SEARP を推進していく。
- 3 OECD における日本人職員の採用拡大に関しては、日本人職員の増強に引き続き令和 4 年度も取り組み、OECD の全職員数に占める日本人職員（専門職以上）の割合が直近過去 5 年間の最高の水準（4.64%、JPO を含む）となることを目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和 4 年の OECD 閣僚理事会は 6 月にパリ（フランス）において対面形式で開催され、山際経済財政政策担当大臣、三宅外務大臣政務官が参加し、「我々が望む未来：次世代及び持続可能な移行に向けたより良い政策」をテーマに、ロシアによるウクライナ侵略の影響、貿易と環境の持続可能性、OECD とアフリカ等について、活発な議論が行われた。三宅外務大臣政務官からは、OECD のルールやスタンダードを非加盟国に普及していくことが重要で、特に東南アジア諸国の新規加盟を実現していくことが重要であり、OECD 東京センターが地域のハブとなることを期待する旨発言した。閣僚理事会の議論の成果として採択された「閣僚声明」では、ルールに基づく国際経済秩序の維持・強化に向けた一層の取組、経済的威圧への対抗、コーポレート・ガバナンス及び責任ある企業行動（RBC）の強化及び OECD において東南アジアが戦略的に優先すること等が確認されるなど、日本の考えが多

く反映されたものになった。また、RBCの強化に関連し、令和4年度を通じて行われた多国籍企業行動指針の改定交渉に日本として積極的に議論に参加したほか、令和5年2月にパリ（フランス）で開催されたRBC閣僚級会合には、副議長として日本から高木外務大臣政務官が参加し、公平な競争条件の確保のために、RBC分野における国際スタンダードを多国籍企業行動指針の非参加国に普及させていくことが不可欠であるとして、東南アジアへのアウトリーチを重視する旨述べた。同会合においては市場経済、ルールに基づく多国間貿易システム等の実現のためRBCの重要性を確認した閣僚声明が採択された。令和5年1月には、コマン OECD事務総長が事務総長就任後初めて訪日し、林外務大臣主催のワーキングランチにおいて日本のOECD加盟60周年にあたる令和6年に向けて、日本とOECDとの協力を更に推進していくことで一致した。

2 東南アジアからの将来的なOECD加盟を後押しするため、令和4年度においてもOECD東南アジア地域プログラム（SEARP）を引き続き推進した。10月には、ベトナム及び豪州の共同議長国の下、OECD東南アジア閣僚フォーラムがハノイ（ベトナム）において「地域の連結：強じんかつ持続可能なサプライチェーンに向けたパートナーシップ」をテーマに対面形式で開催され、高木外務大臣政務官が参加した。高木外務大臣政務官からは、SEARPの着実な進展に歓迎の意を表しつつ、東南アジアの強じんなサプライチェーン構築には、質の高いインフラ投資や、責任ある企業行動の実践が重要である旨発言し、OECDと東南アジアとの橋渡し役として、日本は引き続き東南アジア各国の取組を支援していく旨表明した。

3 なお、新型コロナウイルスの影響により、令和4年度、OECD本部から日本への採用ミッションの派遣は実施されなかったが、日本人職員の採用拡大に向けた取組の一つとして、日本人大学生によるOECD東京センターの訪問（8月、1回）を支援した。令和4年末時点のOECD全職員数に占める日本人職員（専門職以上）の割合は、3.7%となっている。

令和5年度目標

1 通例年に一度開催されるOECDの最も重要な会合であるOECD閣僚理事会における議論も踏まえ、OECDのルールやスタンダードの普及をさらに進めるべく積極的に議論を主導していく。また、令和6年の日本のOECD加盟60周年も見据え、日本とOECDとの関係を更に強化する。

2 SEARPの活動を通じたOECDと同地域との関係強化に取り組み、東南アジア地域からの将来的なOECD加盟を後押しすべく、引き続きSEARPを推進していく。

3 OECDにおける日本人職員の採用拡大に関しては、日本人職員の増強に引き続き令和5年度も取り組み、採用ミッションの派遣等を通じて、OECDの全職員数に占める日本人職員（専門職以上）の割合を令和3年度の水準（3.9%、JPOを含む）に戻すことを目指す。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き全体として目標を維持し、OECDの日本人職員（専門職以上）については、直近過去5年間の実績（コロナ禍などの影響を受け海外への渡航・就職が困難であったこと等から、令和2年度以降、邦人職員の割合が減少している。）等を勘案し、邦人職員数の増加を目指し、より実現可能な目標を再設定した。

測定指標4-3 APECにおける諸活動への貢献

中期目標（--年度）

ボゴール目標後のAPECの中長期的な方向性を示す「APECプロラジャヤ・ビジョン2040」の目指す、開かれた、ダイナミックで、強靱かつ平和なアジア太平洋共同体を追求する過程で、我が国にとって好ましい貿易・投資環境の実現や、国際的なルール作りに関する議論を先導する。

令和3年度目標

1 引き続き我が国の関心事項（多角的貿易体制、WTO改革、地域経済統合、質の高いインフラ投資、デジタル経済、女性のエンパワーメント、脱炭素社会の実現など）を、APEC関連会合などを通じて域内に浸透させ、APEC首脳会議、閣僚会議などの成果文書や「APECプロラジャヤ・ビジョン2040」を実現するための実施計画に反映させる。また、新型コロナの感染拡大による貿易・投資への影響及びポスト・コロナの経済活動の円滑な再開実現を念頭に取組を進める。

2 域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた現実的かつ先進的な議論や取組を着実に進めていく流れを形成する。具体的には、質が高く包括的なアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）を将来的に実現

- に向け、我が国が重視する次世代貿易投資課題について、特に経済界の視点に立った議論を、APEC プロジェクトの実施等も通じ、委員会・作業部会、高級実務者会合等の場で主導する。これにより、APEC エコノミーの能力構築に取り組むとともに我が国経済界の視点も APEC 内の議論に反映させる。
- 3 令和3年のAPEC議長であるニュージーランドのイニシアティブを積極的に後押しする。具体的には、ニュージーランドの優先課題である、回復を強化する経済・貿易政策、回復に向けた包摂性・持続可能性の向上、イノベーションとデジタルに対応した回復の追求において、我が国の重視するFTAAP実現に向けた取組、デジタル経済、人間の安全保障の推進等の議論を主導する。また、令和3年の重要課題の一つである「APEC プトラジャヤ・ビジョン 2040」実現のための実施計画策定に際しては、ボゴール目標の下で大阪行動指針を策定した経験を活かし、議論を積極的にリードすることで議長を支援する。
 - 4 域内の経済技術協力（成功事例を共有・啓発するためのセミナー、産官学政策対話等のプロジェクト）及び人的交流を促進する。具体的には、日本プロジェクト採択件数を最低6件以上とし、APEC ビジネストラベルカードの発行枚数については、実際の申請者数にもよるが、各国・地域が実施する新型コロナ感染症対策や感染状況を踏まえつつ、3,000枚以上とする。

施策の進捗状況・実績

- 1 11月の首脳会議では、全ての人々及び将来の世代の繁栄に向けた新型コロナからの回復について議論が行われた。岸田総理大臣からは、日本として「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとする新しい資本主義の実現を目指していく旨紹介し、その上で、コロナ後の成長に必要な重点要素として、(1) 貿易・投資、(2) イノベーションとデジタル化、(3) 包摂的で持続可能な成長について強調した。そして、議論の総括として首脳宣言及び「APEC プトラジャヤ・ビジョン 2040」を実施するための「アオテアロア行動計画」が附属書として採択され、我が国の関心事項（多角的貿易体制、WTO改革、地域経済統合、質の高いインフラ投資開発、デジタル経済、女性のエンパワーメント、脱炭素社会の実現など）が反映された。
- 2 域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向け、質が高く包括的なアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）のアジェンダの推進に向けた議論に積極的に関与した。とりわけFTAAPアジェンダの中で、アジア太平洋地域の自由貿易協定／地域貿易協定（FTA/RTA）に規定されながらも、これまでAPECが取り組んできていない国有企業（SOE）や労働に関して、規定の活用状況や課題を精査し、適切な執行に向けた能力構築の実施状況等調査を行うという内容の米国提案のプロジェクトを力強く支持し、参加エコノミーに対し、同プロジェクトの重要性を訴えた。また、5月には、コロナ禍を受けて各国・地域において導入された投資政策を概観しつつ、サプライチェーンの強靱化の重要性及び投資関連協定が果たしうる役割につき、政府関係者、経済界及び学会の参加を得てワークショップ（テレビ会議形式）を開催した。
- 3 令和3年のニュージーランドの優先課題である、回復を強化する経済・貿易政策、回復に向けた包摂性・持続可能性の向上、イノベーションとデジタルに対応した回復の追求にかかる様々な議論に貢献した。具体的には、平成24（2012）年に策定された環境物品リストの輸出入統計品目番号（HSコード）の更新、環境関連サービスの参照リストの作成等、ニュージーランドが主導する各種取組につき、日本は知見の共有や他エコノミーの説得等を通じて積極的に支援した。また、「アオテアロア行動計画」の策定に際しては、ボゴール目標下で大阪行動指針を策定した当時の政府関係者（当省OB等）から議長であるニュージーランドに対して直接知見の共有を行ったほか、交渉の過程においても議論を積極的にリードすることで議長を支援した。
- 4 平成27（2015）年に日本が提案した「2020年までに管理職に占める女性の割合を高めるための個別行動計画（IAP）」につき、令和2（2020）年までの各エコノミーの実績値変動を含めた女性の管理職への参画促進に係る報告書を12月に作成し、同月ワークショップを開催した。この政策対話では、女性が職場でリーダーシップを発揮する際に直面する障壁について参加者の理解を深めるとともに、その障壁を克服するための官民双方のベストプラクティスに焦点を当てた対話の場を提供した。また、APEC スタディーセンタージャパン主催により、「中小企業や女性起業家によるサービス貿易参画推進」プロジェクトを実施し、10月には本件にかかるワークショップを開催した。日本プロジェクトは、令和3年も引き続き、新型コロナの感染拡大に伴い、案件実施の予見が困難な状況になり、新たなプロジェクト形成も例年のようには進まず、目標値には届かなかったが、域内の経済技術協力を積極的に貢献すべく、上記2件のワークショップを含む4件のプロジェクト（第1期：2件、第2期：2件）が採用された。また、日本を含め、各国・地域の水際対策の強化や一部の国・地域の審査期間の長期化などの影響を受け、APEC ビジネストラベルカード発行数は1,518件と減少したものの、国内における審査については迅速に行った。

令和4年度目標

- 1 引き続き我が国の関心事項（多角的貿易体制、WTO改革、地域経済統合、質の高いインフラ投資、デジタル経済、女性のエンパワーメント、脱炭素社会の実現等）を、APEC 関連会合等を通じて域内に浸透させ、APEC 首脳会議、閣僚会議などの成果文書に反映させる。新型コロナの感染拡大による貿易・投資への影響及びポスト・コロナの経済活動の円滑な再開実現を念頭に取組を進める。
- 2 域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた現実的かつ先進的な議論や取組を着実に進めていく流れを形成する。具体的には、APEC プロジェクトの実施、あるいは委員会・作業部会、高級実務者会合等の機会を通じて、質が高く包括的なアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）のアジェンダの推進に向け、我が国が重視する次世代貿易投資課題や更に新しい課題について、特に経済界の視点に立った議論を取り入れつつ主導する。これにより、APEC エコノミーの能力構築に取り組みとともに我が国経済界の視点も APEC 内の議論に反映させる。
- 3 令和4年の APEC 議長であるタイのイニシアティブを積極的に後押しする。タイは、全ての機会に開かれ、全ての次元で連結し、全ての側面で均衡をとることを令和4年の APEC の全体のテーマとして掲げており、その具体策として、新型コロナによる打撃からのバランスのとれた持続可能な経済回復を実現するため、FTAAP に関する取組の見直しを提案しているほか、自身が国家復興戦略として採用するバイオ・循環型・グリーン（BCG）経済モデルを APEC においても推進したいとの考えである。BCG 経済の概念は、日本のグリーン成長戦略と軌を一にするものであり、日本としても特にエネルギー強靱性などの分野で議論を積極的にリードし、議長を支援する。
- 4 域内の経済技術協力（成功事例を共有・啓発するためのセミナー、産官学政策対話等のプロジェクト）及び人的交流を促進する。具体的には、日本プロジェクトの採択件数を最低6件以上とし、APEC ビジネストラベルカードの発行枚数については、実際の申請者数及び各国・地域による審査の進捗にもよるが、各国・地域が実施する新型コロナ感染症対策や感染状況を踏まえつつ、令和3年度に引き続き3,000枚以上とする。

施策の進捗状況・実績

- 1 11月に4年ぶりに対面で首脳会議が開催され、コロナ後のアジア太平洋地域の回復や包摂的かつ持続可能な成長について議論が行われた。岸田総理大臣からは、ロシアによるウクライナ侵略に対する強い非難と共に、日本として社会課題を成長のエンジンへと転換し、官民が連携して持続可能な経済をつくることをコンセプトとする「新しい資本主義」の実現を目指していく旨紹介し、その上で、コロナ後の包摂的で持続可能な成長に必要な重点要素として貿易・投資、グリーン社会、デジタル・トランスフォーメーションの推進、女性の経済活動への一層の参画について強調した。首脳会議の議論の総括として首脳宣言が採択され、ほとんどのメンバーがウクライナにおける戦争を強く非難するとの言及を含む文言が盛り込まれたとともに、我が国の関心事項（多角的貿易体制、WTO改革、地域経済統合、質の高いインフラ投資開発、デジタル経済、女性のエンパワーメント、脱炭素社会の実現など）が反映された。また、同月4年ぶりに対面で開催された閣僚会議においては、林外務大臣から、ロシアによるウクライナ侵略に対する強い非難と共に、アジア太平洋地域におけるコロナ後の回復や持続可能な成長といった、同地域の経済的諸課題について日本の立場をしっかりと主張した。閣僚会議の議論の総括として共同声明が発出され、首脳宣言同様、ほとんどのメンバーがウクライナにおける戦争を強く非難するとの言及を含む文言が盛り込まれたとともに、我が国の関心事項である多角的貿易体制の支持や質の高いインフラ開発・投資などについて時宜を得たメッセージが盛り込まれた。ロシアによるウクライナ侵略開始から間もなく開催された5月の APEC 貿易担当大臣会合（対面及びテレビ会議のハイブリッド形式）においては、三宅外務大臣政務官から、ロシアによるウクライナ侵略は国際秩序の根幹を揺るがすものであり断じて認められず強く非難する旨述べた上で、多角的貿易体制の礎である WTO の再活性化を求め、第12回 WTO 閣僚会議において、ロシアの侵略行為を元凶とする食料安全保障やサプライチェーンへの影響を踏まえた貿易面での対応について議論し、一定の成果を出すことを重視している旨、また、新型コロナ危機からの克服に向けて、安全な人の越境移動の再開、国際スタンダードに則った「質の高いインフラ」開発・投資及び人間の安全保障の理念を踏まえ、一人ひとりの保護とエンパワーメントに着目し、女性の経済参画を始めとする包摂的な成長を遂げることの重要性を強調した。ウクライナ情勢に関する文言等をめぐって、共同声明の発出にはコンセンサスが得られず、結果、議長タイによる議長声明が発出されたが、我が国が重視する上記事項が盛り込まれた。
- 2 APEC 域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向け、質が高く包括的なアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）のアジェンダの推進に向けた議論に積極的に取組み、11月の首脳会議で国際的なルールの下で地域

経済統合を推進するための FTAAP アジェンダ・ワーク・プランが合意された。また、APEC ビジネス諮問委員会日本委員と林外務大臣との対話（10月）を通じて得られた経済界の視点にも立ちつつ、APEC での議論を主導した。

- 3 令和4年の APEC 議長であるタイの優先課題である、「全ての機会に開かれ、全ての次元で連結し、全ての側面で均衡をとる」に関する様々な議論に貢献した。例えば、温室効果ガス削減に資する製品の貿易を妨げる非関税措置の特定や APEC 域内でより広く貿易と気候変動に関して通商政策面の具体的な協力を探ることを目的とした調査を APEC 事業として実施し、持続可能性や BCG 経済の推進に寄与した。首脳会議においては、APEC 地域の持続可能な成長に関する「バイオ・循環型・グリーン経済に関するバンコク目標」が承認され、その合意交渉の過程においても議論に積極的に貢献し、議長を支援した。
- 4 女性の健康に関するリテラシー向上は、包摂性のある社会を構築するには必要不可欠との認識の下、日本は、女性の健康問題にテクノロジーを活用した解決策を提供する製品やサービスの普及啓蒙を目指すプロジェクトを実施した。令和5年1月には女性のキャリアアップのためにどのような支援が役立つかを特定するセミナー（オンライン）を開催し、女性特有の健康問題に対する社会的な意識リテラシー向上の重要性が再認識され、APEC 地域の女性のエンパワーメントに関する議論に貢献した。日本プロジェクトは、令和4年は、域内の経済技術協力を積極的に貢献すべく、上記のプロジェクトを含め、目標数を超える8件のプロジェクトが採用された。また、日本を含め、各国・地域の水際対策の強化や一部の国・地域の審査期間の長期化などの影響を受けて滞っていた APEC ビジネストラベルカード発行について、各国・地域における人の移動の制限が緩和されたことから、需要に対応すべく国内における審査を迅速に行った結果、令和4年度は、当初目標を大幅に超える9,675件を発行することを達成した。

令和5年度目標

- 1 引き続き我が国の関心事項（多角的貿易体制、WTO 改革、地域経済統合、質の高いインフラ投資、デジタル経済、女性のエンパワーメント、持続可能な社会の実現等）を、APEC 関連会合等を通じて域内に浸透させ、APEC 首脳会議、閣僚会議などの成果文書に反映させる。ポスト・コロナの経済活動の円滑な再開実現を念頭に取組を進める。
- 2 域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた現実的かつ先進的な議論や取組を着実に進めていく流れを形成する。具体的には、APEC プロジェクトの実施、あるいは委員会・作業部会、高級実務者会合等の機会を通じて、質が高く包括的なアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）のアジェンダの推進に向け、我が国が重視する次世代貿易投資課題や更に新しい課題について、経済界の視点に立った議論を取り入れつつ主導する。これにより、APEC エコノミーの能力構築に取り組みとともに我が国経済界の視点も APEC 内の議論に反映させる。
- 3 令和5年の APEC 議長である米国のイニシアティブを積極的に後押しする。米国は、令和5年の APEC の全体のテーマとして「全ての人々にとって強靱で持続可能な未来を創造する」ことを掲げており、令和4年の APEC 首脳会議で採択された「バイオ・循環型・グリーン経済モデルに関するバンコク目標」に基づき具体的な取組を進めようとする米国の意向を支持する。また、サプライチェーンの強靱化、貿易投資の次世代課題、経済分野における女性のエンパワーメント等、各種分野を横断する課題の取組を提案しているほか、中小零細企業を含むステークホルダーとの連携を重視するといった基本原則を推進したいとの考えであり、日本としても議論を積極的にリードし、議長を支援する。
- 4 域内の経済技術協力（成功事例を共有・啓発するためのセミナー、産官学政策対話等のプロジェクト）及び人的交流を促進する。具体的には、日本プロジェクトの採択件数を最低6件以上とし、APEC ビジネストラベルカードの発行枚数については、実際の申請者数及び各国・地域による審査の進捗にもよるが、各国・地域において新型コロナウイルス感染症による人の移動の制限が緩和された状況を踏まえ、令和5年度は13,000枚以上とする。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

令和5年の APEC 議長である米国が設定するテーマや優先事項等を踏まえつつ、引き続き大筋の目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 4-4 2025 年国際博覧会の大阪開催に向けた取組

中期目標（令和7年度）

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催に向け、特に基本方針に掲げている150か国・25国際機関の出席を目指して、参加招請活動を始めとする準備を着実に実施していく。

令和3年度目標

- 1 平成30年11月の博覧会国際事務局（BIE）総会において、日本が2025年国際博覧会開催国に決定されたことを受け、東京オリンピック・パラリンピック大会後の国家的なプロジェクトである「大阪・関西万博」の開催に向けて準備を進める。
- 2 開催成功に向けて、構想の具体化が進められているところ、外務省としても遺漏なきよう準備を進める。具体的には、可能な限り多くの出席参加国を確保するため、BIE加盟国のみならず、非加盟国も対象に、あらゆる機会を捉えて大阪・関西万博への参加を呼び掛ける活動を行っていく。万博を新型コロナウイルス感染症克服後の社会の在り方を提示する場とするため、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」が包含する様々な要素（SDGs達成へ向けた貢献、Society 5.0の社会実装、等）も含め、新型コロナウイルス感染症の必要な対策を講じつつ大阪・関西万博の魅力・情報を発信する

施策の進捗状況・実績

- 1 大阪・関西万博の開催に向けて内閣官房博覧会推進本部事務局、経済産業省を始めとする関係府省庁及び公益社団法人2025年日本国際博覧会協会との間で開催に向けた準備を進めた。外務省内に「2025年日本国際博覧会室」を設置し、参加招請を始めとする大阪・関西万博に関する業務を行った。また、大阪・関西万博を開催するに当たり、我が国は、国際博覧会条約第12条の規定により、我が国政府を代表する国際博覧会政府代表を任命する義務があり、2025年日本国際博覧会の一般規則第5条においても、博覧会政府代表を任命することが規定されている。各国・国際機関に対する参加招請活動を早期に本格化させるという観点から、外務公務員法に基づく政府代表（非常勤）を閣議決定に基づき任命し（9月）、各国への参加の働きかけを行った。さらに、常勤の政府代表の任命のための「二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法」を第208回国会に提出し、令和4年3月31日に同法が成立した。
- 2 特に、各国・国際機関に対する参加招請については、BIE加盟国のみならず、非加盟国も対象に、あらゆる機会を捉えて参加の働きかけを行い、目標とする150か国・25国際機関の参加に対し、令和3年度末で87か国・6国際機関からの参加表明が公表されるに至った。具体的には、日豪首脳テレビ会談後に発出された共同声明で豪州が大阪・関西万博へ参加することが言及されたほか（令和4年1月）、日パラグアイ外相会談における参加表明（11月）等の成果があった。また、在外公館でもあらゆる機会を捉えて大阪・関西万博への参加を呼び掛ける招請活動を行い、既に参加表明している国に対しては出展申請書の提出を働きかけるなど、出展準備に向けた具体的な手続についても鋭意進めた。また、在外公館でのレセプションの開催も含む様々な機会や広報ツールを用いて、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」が包含する要素（SDGs達成へ向けた貢献、Society 5.0の社会実装、等）を始め、大阪・関西万博の魅力・情報を発信した。

令和4年度目標

- 1 平成30年11月の博覧会国際事務局（BIE）総会において、日本が2025年国際博覧会開催国に決定されたことを受け、東京オリンピック・パラリンピック大会後の国家的なプロジェクトである「大阪・関西万博」の開催に向けて引き続き準備を進める。「二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法」に基づく政府代表を速やかに任命し、同政府代表による各国・国際機関への参加の働きかけを実施し、また、開幕までに開催される参加国等との会議に日本政府を代表して出席する。
- 2 開催成功に向けて、外務省としても遺漏なきよう準備を進める。具体的には、可能な限り多くの出席参加国を確保するため、BIE加盟国のみならず、非加盟国も対象に、政務レベルや2025年日本国際博覧会政府代表等から、あらゆる機会を捉えて大阪・関西万博への参加を呼び掛ける活動を行っていく。また、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」が包含する様々な要素（SDGs達成へ向けた貢献、Society 5.0の社会実装、等）も含め、大阪・関西万博の魅力・情報を発信する。

施策の進捗状況・実績

- 1 大阪・関西万博の開催に向けて内閣官房博覧会推進本部事務局、経済産業省を始めとする関係府省庁及び公益社団法人2025年日本国際博覧会協会との間で開催に向けた準備を進めた。また、4月

1 日から施行した「二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法」に基づき、常勤の政府代表（2025 年日本国際博覧会政府代表）が任命された。10 月には、参加を招請した国や国際機関に対して、各種情報の提供を行うことを目的とした初の国際企画会議が大阪で開催され、2025 年日本国際博覧会政府代表も日本政府を代表して出席した（100 か国、5 国際機関から約 240 名が参加）。さらに、11 月には、国際博覧会事務局（BIE）総会に出席する機会を捉えて同政府代表から、モロッコ、アイスランド政府関係者に対して、参加の働きかけを実施した。

2 特に、各国・国際機関に対する参加招請については、相手国キーパーソンの本邦招聘、二国間会談の機会や国際会議の場等、様々な機会を活用して参加の働きかけを行い、目標とする 150 か国・25 国際機関の参加に対し、令和 4 年度末で 153 か国・8 国際機関からの参加表明が公表されるに至り、国については、目標を達成した。参加働きかけによって、具体的には、日シンガポール首脳会談で、シンガポールが大阪・関西万博に参加する旨の表明があったほか（5 月）、日モンゴル外相会談における参加表明（5 月）等の成果があった。

また、在外公館でもあらゆる機会を捉えて大阪・関西万博への参加を呼び掛ける招請活動を行い、既に参加表明している国に対しては出展申請書の提出及び参加契約書の締結を働きかけるなど、出展準備に向けた具体的な手続についても鋭意進めた。また、在外公館でのレセプションの開催も含む様々な機会や広報ツールを用いて、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」が包含する要素（SDGs 達成へ向けた貢献、Society 5.0 の社会実装、等）を始め、大阪・関西万博の魅力・情報を発信した。

令和 5 年度目標

大阪・関西万博の円滑な開催に向けて外務省としても引き続き準備を進める。具体的には、可能な限り多くの出展参加国際機関を確保するため、政務レベルや 2025 年日本国際博覧会政府代表等から、あらゆる機会を捉えて大阪・関西万博への参加を呼び掛ける活動を行っていく。また、令和 5 年度に開催される参加国との会議を初めとしたあらゆる機会を捉えて各国・国際機関の参加準備の加速化に向けた働きかけを実施する。

さらに、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」が包含する様々な要素（SDGs 達成へ向けた貢献、Society 5.0 の社会実装、等）も含め、大阪・関西万博の魅力・情報を発信する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

2025 年日本国際博覧会政府代表の任命を完了したことを踏まえ、政府代表の任命を目標から削除した。また、参加国の目標を達成したことを踏まえ、出展参加国際機関を中心とした参加招請を行うことを目標とした。

参考指標：APEC における域内貿易依存度

(出典：国際通貨基金 (IMF, Direction of Trade Statistics))	実績値(暦年)		
	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
	66.0%	65.3%	64.7%

達成手段

達成手段名 (注)	予算額等(予算手段。単位：百万円)／概要(非予算手段)				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和 2 年度 予算額計 (執行額)	令和 3 年度 予算額計 (執行額)	令和 4 年度 予算額計 (執行額)	令和 5 年度 当初予算額		
①G 7・G 20 における我が国の積極的な貢献	G 7 サミットは、国際社会の直面する重要課題を、基本的価値観を共有する主要先進国の首脳間で議論し、有効な政策面での協力を行っていく場として、G 20 サミットは、経済問題を中心に新興国を含む政策面での協力の場として、重要な役割を果たしている。両サミットの議論及び両サミットを通じた政策協調に積極的に参加し・貢献し、同時に、地球規模課題の解決に向けた取組を強化する。 これにより、我が国にとって好ましい国際経済秩序を作				4-1	—

	ることに寄与する。					
②OECDにおける、日本企業が公平な競争条件で世界で事業展開できるようなルール整備及び経済・社会情勢に関する分析・提言への積極的参画(含むOECDによる一層積極的な非加盟国協力活動の支援・推進)	加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界経済の発展といった活動目的の達成に寄与するためにOECDでの議論に積極的に参加し、また、議論をリードすることにより、国際経済秩序形成に参画する。 国際社会の喫緊の課題である世界経済の持続的成長の実現や地球規模課題の解決には国際社会の一致した協力が求められる中で、上記取組を通じ、G7・G20やOECDにおける議論に我が国の立場を主張し、反映させることで我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成する。				4-2	—
③APECを通じた経済関係の発展	43 (35)	47 (33)	58 (41)	46	4-3	
④国際経済情勢調査・分析	9 (7)	7 (6.4)	6.9 (6.3)	6.8	—	
⑤OECD多国籍企業行動指針連絡窓口(NCP)体制強化経費	0.9 (0.2)	1 (0.6)	1.6 (0.8)	1.6	4-2	
⑥2025年万博準備活動経費	29 (0)	37 (6.8)	46 (24)	33	4-4	
⑦経済協力開発機構(OECD)分担金	3,051 (3,051)	3,003 (3,003)	3,147 (3,147)	2,787	4-2	
⑧経済協力開発機構拠出金(旧名:日・経済協力開発機構協力拠出金)(任意拠出金)	33 (33)	65 (65)	44 (44)	39	4-2	
⑨アジア太平洋経済協力(APEC)拠出金(義務的拠出金)	49 (49)	47 (47)	48 (48)	60	4-3	
⑩太平洋経済協力会議(PECC)拠出金(義務的拠出金)	9 (9)	9 (9)	9 (9)	7	4-3	
⑪アジア太平洋経済協力拠出金(TILF基金)(任意拠出金)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0	4-3	
⑫APECビジネス諮問委員会拠出金(任意拠出金)	5 (5)	5 (5)	5 (5)	6	4-3	
⑬主要国首脳会議開催関連経費	—	—	254 (227)	15,725	4-1	
⑭G7広島サミット開催に伴う環境整備関連経費	—	—	628 (141)	444	4-1	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。